

会議録
平成28年第1回更別村議会定例会
第4日（平成28年3月16日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件
第 3 議案第41号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
第 4 議案第42号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
第 5 議案第43号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
第 6 議案第44号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
第 7 議案第45号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
第 8 議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件
第 9 議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件
第10 議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件
第11 議案第27号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定の件
第12 村政に関する一般質問
第13 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	企画政策課長	高 橋 祐 二
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	宮 永 博 和
建設水道課長	佐 藤 成 芳	保健福祉課長	安 部 昭 彦
診療所事務長	佐 藤 敬 貴	教 育 次 長	新 関 保

農業委員会
事務局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 末 田 晃 啓
書 記 小 野 山 果 菜

書 記 酒 井 智 寛

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において 4 番、織田さん、5 番、上田さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案第 40 号ないし日程第 7 議案第 45 号

- 議長 長 日程第 2、議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件から日程第 7、議案第45号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件から議案第45号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件から議案第45号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

3 月 14 日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款 1 村税に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

- 総務課長 一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分もありますことから、款単位の項ごとに本年度予算を申し上げ、主要内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書 8 ページをお開きください。款 1 村税、項 1 村民税、予算額 2 億 2,658 万 3,000 円、前年度比較 618 万 4,000 円、2.8% の増となっております。

目 1 個人では、農業所得で 272 万 8,000 円、4.4% 増、給与所得で 340 万円、2.6% 増、その他所得で 130 万円、12.1% の減を見込んでおります。

目2 法人では1,215万1,000円で、前年度比較127万円、11.7%増としております。法人所得の増を見込んでおります。

項2 固定資産税、予算額2億9,689万4,000円、前年度比較5,663万円、23.6%の増となっております。内訳でございますが、目1 固定資産税では、土地につきましては上昇見込み率2%を見込みまして88万円の増、家屋につきましては課税標準額3.5%の伸び率を見込み、758万7,000円の増、償却資産につきましては大規模メガソーラー施設の完成により4,816万3,000円の増を見込んでおります。

目2 国有資産等所在市町村交付金及び交付金は、前年度同額の48万3,000円を計上しております。なお、この科目での収入につきましては、国有林と北海道が所有する資産、更別農業高等学校分でございます。

項3 軽自動車税、予算額1,080万円で、前年度比較135万5,000円、14.3%の増を見込んでおります。4輪自家用車の新税率、重課税率適用が主な要因となっております。

9ページになります。項4 たばこ税、予算額1,963万2,000円で、前年度比較146万4,000円の減を見込んでおります。前年度の実績により積算しております。

以上で款1 村税の補足説明を終わります。

○議 長 款1 村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1 村税を終わります。

款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 自動車取得税交付金、款8 地方特例交付金に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 10ページをお開きください。款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税、予算額4,079万7,000円、前年度比較129万6,000円の減を見込んでおります。地方揮発油譲与税法に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、面積で案分して交付されます。過去の交付実績を勘案し、積算しております。

項2 自動車重量譲与税、予算額8,487万3,000円、前年度比較で595万2,000円の減を見込んでおります。車の車検時に納付されます自動車重量税を財源とし、自動車重量譲与税法第1条の規定により、税収額の3分の1相当額を市町村の道路延長、面積で案分して交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案の上、積算しております。なお、エコカーは減税措置があり、その普及など年々交付額が減少しております。

11ページをお開きください。款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、予算額110万1,000円、前年度比較9万円の減となっております。預貯金の利子税20%のうち道民税分5%の一部が市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績により積算しております。

12ページになります。款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、予算額128万2,000円、前

年度比較59万4,000円の増を見込んでおります。平成16年度から地方税法の改正により、地方財政対策として配当税率の20%のうち道民税5%の一部が市町村に交付されるものでございます。これにつきましても過去の交付実績により積算してございます。

13ページをお開きください。款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、予算額94万5,000円、前年度比較36万円の増を見込んでおります。これにつきましても、平成16年度から株式等譲渡所得割税率20%のうち道民税の5%分が交付されるものでございます。過去の実績をもとに計算してございます。

14ページになります。款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、予算額5,638万5,000円、前年度比較で1,617万8,000円の増を見込んでおります。現在の消費税8%の内訳は、国で6.3%、都道府県1.7%となっております。平成28年中に申告納付される都道府県消費税の2分の1相当額が各市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されます。前年度の交付実績を考慮し、積算しております。

15ページをお開きください。款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、予算額1,416万3,000円、前年度比較で168万3,000円の減となっております。この交付金につきましては、車の登録時に納付される地方税である自動車取得税が財源となっております。自動車取得税の66.5%が市町村の道路延長及び面積により案分して交付されます。過去の交付実績により積算しておりますけれども、一昨年4月の消費税増税時に乗用車が5%から3%に、営業用と軽自動車が3%から2%に減税され、さらにエコカーは軽減されるため、年々交付金は減少しております。なお、消費税が10%になった時点で廃止されることになっております。

16ページになります。款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、予算額73万8,000円、前年同額としております。説明欄の減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う税収補填分を計上しております。過去の実績により積算しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款2地方譲与税から款8地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款2地方譲与税から款8地方特例交付金までを終わります。

款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 17ページをお開きください。款9地方交付税、項1地方交付税、予算額19億3,326万4,000円、前年度比較1億2,243万3,000円の減となっております。普通交付税につきましては18億3,326万4,000円で、国の予算案、地方財政対策及び北海道などからの情報をもとに積算しております。特に平成24年度から交付されております地域経済雇用対策費

が前年度比較で約9,000万円の減、基準財政需要額の算定に用いられます国勢調査人口が平成22年から平成27年に置きかえられますことから、約200人の減少に伴う影響額約3,000万円の減を見込んでおります。特別交付税につきましては、特別な積算根拠等が示されませんので、前年度同額1億円を計上しております。

18ページになります。款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、予算額87万5,000円、前年度比較で5万5,000円の減となっております。この交付金につきましては、交通違反の反則金による収入から郵便取り扱い手数料等の経費を控除したものが市町村の過去2年間の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款9地方交付税、款10交通安全対策特別交付金を終わります。

款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 19ページをお開きください。款11分担金及び負担金、項1分担金、予算額1,709万5,000円、前年度比較809万3,000円の減となっております。

目1農林水産業費分担金で説明欄の道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金317万5,000円を新たに計上しております。前年度は道営事業勢雄地区分担金で498万8,000円と国営かんがい排水事業分担金600万円を計上しておりましたが、事業終了により今年度は計上しておりません。

項2負担金、予算額2,409万8,000円、前年度比較139万円の減となっております。

目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄、学童保育所入所者費用徴収金で入所者数の増を見込み、186万円の増、保育所入所者費用徴収金は入所者数の減を見込み、336万6,000円減となっております。

20ページになります。款12使用料及び手数料、項1使用料、予算額1億6,902万9,000円、前年度比較で1,340万3,000円の減となっております。

目1総務使用料、節2各種施設使用料で、過去の実績を勘案し、計上しております。

21ページをお開きください。目2民生使用料、節1社会福祉使用料、説明欄、福祉の里総合センター給食部門利用料は、診療所入院患者の減など299万円の減となっております。生活支援ハウス居室利用料は、入所者の異動に伴い、負担基準となります収入階層区分の異動により34万4,000円の増となっております。

22ページになります。目4農林水産使用料、節1営農用水使用料で、平成27年度実績見込みを考慮し、前年度比較で193万円の減となっております。節2畜産使用料、牧場入牧使

用料は、入牧頭数の減少を見込み、522万2,000円の減となっております。

目6教育使用料、節1幼稚園使用料、説明欄、幼稚園保育料につきましては、昨年9月条例改正により月額6,500円を第1階層ゼロ円、第2階層3,000円、第3階層6,500円と110万7,000円の減、それから入園料の廃止により11万4,000円の減となっております。

項2手数料、予算額875万1,000円、前年度比較65万3,000円の増となっております。

目2衛生手数料は、23ページをお開きください。節2一般廃棄物処理手数料、説明欄、一般廃棄物処理手数料は、実績等を考慮し、68万4,000円増としております。その他につきましては、前年度と大きく変わった項目はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 20ページの款12の使用料及び手数料についての詳細についてのご説明をお願いしたいというふうに思います。

まず、手数料についての今の説明によりますと、手数料というか、使用料の関係の今の説明によりますと、軒並み前年対比で38万6,000円の減というご説明をいただきましたけれども、見込み実績から見ると多分100万円ほどの減額措置になると思われます。その中で、今説明があったとおり一応実績に基づいてという形の計画の立案というご説明でございすけれども、確かに理解できる部分はございますけれども、例えば幼稚園の部分だとかいろんな部分の減免措置も含めてということで収入減は認めますけれども、使用料全般における算定並びに検討経過という部分が少し、実績はわかるのですけれども、今なぜそういう言い方をするかという、地方税が1億2,200万ほど本年減るという計画の説明でございましたし、昨年2億程度基本的には減っているという中で、先般の一般質問の中にも多分出ていたと思うのですけれども、国の行政改革の財政改革により、更別村としては行政改革の推進員を設置して、平成24年解散したという回答をいただきましたけれども、その検証を含めて今まで使用料等の設定をしていたわけでございますけれども、24年に解散してからもう4年経過している中で、この財源が一般財源といいますか、地方財源が減る中で前年並みの計画にしたという、そういう部分の経過措置の説明と、どこでこの使用料の関係の検討を重ねた部分があるのかということで、その点ちょっとご説明いただければというふうに思っております。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 各施設使用料につきましては、消費税8%になる前年度に検討しまして、一部給食ですとか水道料は消費税を反映していますので改正しましたけれども、公共施設、集会室等の使用料につきましては据え置いた経過がございます。といいますのは、使用料を上げますと利用者減というのが過去にございました。パークゴルフ場につきましては、

シーズン券1万円を5,000円にしたり、利用者がないと施設を閉鎖することにもなりかねないので、パークゴルフ場につきましては値下げをさせていただきます。それで利用者がふえたかどうかということでございますけれども、パークゴルフ人口がそうふえていないという社会情勢もございまして、消費税8%にした時点では公共料金の見直しは集会施設等の未直しはしてございません。現在に至っております。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただいた中で具体的にパークゴルフ場の、消費税8%の改定に伴う検証をした結果、水道、給食費は多少の値上げをせざるを得ないというご回答いただいたわけですが、その他の施設使用料については利用者の部分を勘案してというご説明をいただきましたけれども、私が言いたいのはこれどこでどのような検討を加えてそういうふうな経過をたどるのですかということを私はお聞きしているわけですし、財源確保も含めて厳しい中で、明確にこのような検証を行われていかないと、ただ内部の中で利用者が減少するだとかそういう要因だけで設定するというのは、私はちょっと乱暴といえますか、ちょっと矛盾するのではないかという考えを持っていますので、その点もう少し、単純に利用減ということだけでなく、どこで決めていくのかという部分のもう少し詳細についてご説明いただければというふうに思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 料金設定は、十勝管内の町村で使用目的が同じような施設がどのぐらいの単価かというのを参考にして積算してございます。特に更別村が安いですが高いという実態ではないと思っていますけれども、1時間当たり幾らだとかというのは施設によって、集会施設は皆同じ単価を使っておりますけれども、それらを積算して、使用料等審議会にお諮りして、認めていただいて今日に至っております。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今審議会に諮っているということでございますので、その分の審議会の経過も含めてもう少し説明いただきたいのと、それと今多分使用料については各関係団体も含めて減免措置している部分もあると思うのです。減免というか、ある程度公の部分の使用料についての減免措置もしていると思うのですけれども、それら大枠でいいですので、どういう団体というか、何団体ぐらい減免しているのかという部分もわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 団体数は後でご報告させてもらってよろしいでしょうか。

○議長 長 そしたら、後ほど安村議員に説明をいたします。

ほかございませんか。

4番、織田さん。

○4番織田議員 2つの課にまたがってしまうのですけれども、まず保育所の入所徴収金ですか、約一千五百九十何万となっております。それに対しまして、教育使用料の中の幼稚園の保育料ですか、これ3つ合わせますと412万です。これ漠然とした話になるのですけれども、入所人員がそう大きく変わらない中でなぜ1,200万ほどの開きが出るのか、もし大きな理由があるのであればお教えいただきたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 保育所の入所者費用の徴収金でございますが、これは国のほうで入所基準の所得階層による保育料の単価というのが定められておりまして、村もそれに従い改定を行っております。それが幼稚園等に比べて保育所の場合高いということで、このような差になっているということでございます。ちなみに、1名当たりことしは2万6,560円程度になるということで積算させていただいております。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 私なりに計算しますと幼稚園は約1万円ぐらいなのです。保育所が今言われた値段ということに対しまして、同じ村内の子どもというか、園児、幼児を預かるというか、教育する中でこのような差というのが今後は解消されていくとは思いますが、それでも、妥当なのか、いろんな法律があります、決まりありますから難しいと思うのですけれども、その辺を今後どのように考えていくのかなということを1つ聞きたいと思います。これ村長になるかと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員のご質問ですけれども、いろいろと保育料は先ほど課長がご説明申し上げましたように国の基準というものに従ってやっておりますので、単価が上がっているというか、かなり高額になっているのではないかと思います。幼稚園のほうは、また違う単価ということですので、その差は歴然として大きいわけですが、保育を必要とする云々のこともありますし、いろいろとありますけれども、私自身の考えとしては多子世帯の軽減措置ということで単に経済的なということではありませんけれども、その辺の部分は村として子育て支援の関係からそういうところは解消していけばいいのかなというふうなことを思いますけれども、原則として本当に保育料という観点から見れば、織田議員がおっしゃるように、そういうところは内容等に関して見れば同じように、指針は違いますが、していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 19ページ、分担金及び負担金ということで、民生費負担金のうちの学童保育所の入所者費用徴収金ということで、昨年に比べて約200万弱の上昇ということで、確認なのですが、何名程度の予定をしての予算組みか聞かせていただきたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 一応申し込みはきのうまででして、まだ取りまとめをしていませんが、予算の作成段階では見込み人員を80名ということで、月額5,000円の12カ月という形で見せていただいております。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 これにつきましては、歳出のほうでも他の議員のほうからいろいろと3年生まで、6年生まで等の部分含めて質疑があったと思うのですが、予算組みをするからにはある程度のちゃんとした方向性を持った中できっちりと予算組みをしていただきたいと思いますし、この辺については今後、きょうまで希望者ということで取りまとめをしていますので、今後は多分補正で調整をされるのだらうと思いますが、予算組みをする段階にあってはある程度の方向性をきっちりと出した中で示していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 予算の段階でどんぐり保育所さんと打ち合わせした段階では80名程度という話でやってきて、それで歳出の学童保育所の委託料の運営に関しても80名ということで2単位ということで見させていただいて、そちらのほうは現在打ち合わせで見込みで推計しておりますので、でも実際がどうなるかというのはいろいろな要件がありますので、今回話し合いも含めてより詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 保育所さんとの協議で云々ということではなく、村としての方向性として予算組みをきっちりと示さないとならないということを言っていますので、そういう部分については、今後は保育所さんと協議をする中においても村側としての事業推進の施策の推進の部分の方向性をきっちりと示した中の協議をしていただきたいというふうなことを伝えているわけで、よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員のご指摘ですけれども、全くそのとおりだというふうに思います。方向性をきちんと出して、学童保育所のあり方等々を含めましてもきっちりと方向性、それなりに協議を深めまして、またこの間委員会の意見書といいますか、いただきましたので、その辺も含めて、また上更もできますので、その辺きっちりとご指摘のように検討してしっかりと組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料を終わります。

次に、款13国庫支出金、款14道支出金に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 24ページをお開きください。款13国庫支出金、項1国庫負担金、予算額1億582万1,000円、前年度比較729万3,000円の増となっております。

目1民生費国庫負担金、節1児童福祉費負担金、説明欄、子どものための教育、保育給付費負担金は、前年度まで児童保護費負担金を名称変更したものでございます。公定価格改正に伴い、負担基本額の増により68万5,000円の増となっております。節2保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減による保険者支援分で136万8,000円の増となっております。節3障害者福祉費負担金、説明欄、障害者介護給付費等負担金で502万4,000円の増となっております。障害者の介護サービス給付において訓練等の就労継続支援給付費247万6,000円、共同生活援助費291万9,000円の増が主な要因となっております。事業費の2分の1が国負担となっております。節4介護保健事業費負担金、説明欄、低所得者保険料軽減負担金は、新たに計上しております。なお、前年度は補正第2号で予算措置させていただいております。

項2国庫補助金、予算額1億4,529万2,000円、前年度比較9,420万6,000円の増となっております。

目1総務費国庫補助金で説明欄、社会保障・税番号制度システム整備補助金は、住民基本台帳や各種税のシステム改修、通知カード、個人番号カード関連事務に係る補助金でございます。前年度比較114万4,000円の減となっております。

目2民生費国庫補助金、前年度比較1,385万円の増となっております。主な要因は、節1社会福祉費補助金、説明欄、臨時福祉給付金給付事業費補助金919万5,000円、25ページをお開きください。同事務費補助金37万1,000円を新たに計上しております。節2児童福祉費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金691万9,000円は、前年度は保育緊急確保事業費補助金から名称変更したものでございます。学童保育所、子育て支援センター運営に係る交付金でございます。前年度比較406万7,000円増となっております。

目4土木費国庫補助金、節1住宅費補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金は、前年度比較3,769万1,000円の増となっております。村営住宅改修、公営住宅改築及び家賃減免等に対する補助金でございます。節2道路橋りょう費補助金、説明欄、雪寒建設機械購入事業補助金2,470万2,000円は、グレーダー更新に対する補助金でございます。社会資本整備総合交付金1,950万円は、橋梁点検調査に対する補助金でございます。いずれも新たに計上しております。

項3委託金、予算額154万3,000円、前年度比較15万2,000円の増となっております。補足説明は省略させていただきます。

27ページをお開きください。款14道支出金、項1道負担金、予算額5,692万9,000円、前年度比較333万5,000円の増となっております。

目1民生費道負担金、節2児童福祉費負担金の説明欄、子どものための教育、保育給付費負担金は、国庫負担金同様、児童保護費負担金を名称変更したものでございます。前年

度比較34万3,000円の増となっております。節3 障害者福祉費負担金、説明欄、障害者介護給付費等負担金2,200万7,000円で、前年度比較251万2,000円の増となっております。国庫負担金同様、障害者の介護サービス給付において訓練等の就労継続支援給付費123万8,000円、共同生活援助費145万9,000円の増が主な要因となっております。事業費の4分の1が道負担分となっております。節5 保険基盤安定負担金60万円の増となっております。国民健康保険税軽減分と保険者支援分の増を見込んだものでございます。

項2 道補助金、予算額1億5,144万8,000円、前年度比較390万円の減となっております。

目1 総務費道補助金、節1 総務費補助金、28ページになります。説明欄、森林環境保全整備事業補助金で339万3,000円の減となっております。平成25年10月の降雪被害林の復旧が前年度でほぼ終了したことによるものが主な要因でございます。

目2 民生費道補助金、前年度比較172万3,000円の増となっております。節1 社会福祉費補助金、説明欄、重度心身障害者医療費助成事業補助金で135万円の増となっております。節2 児童福祉費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金691万9,000円は、前年度は放課後児童対策事業補助金と保育緊急確保事業費補助金をあわせ、名称変更したものでございます。学童保育所、子育て支援センター運営に係る交付金でございます。前年度比較28万7,000円増となっております。

29ページをお開きください。目4 農林水産業費道補助金、前年度比較219万9,000円の減となっております。節1 農業費補助金の説明欄、農業委員会交付金33万5,000円の減、環境保全型農業直接支払交付金253万1,000円の増、前年度は道営事業であります食料供給基盤強化特別対策事業補助金402万3,000円を計上しておりましたが、事業終了により今年度は計上しておりません。これらが主な要因となっております。なお、森林環境保全整備事業委託料につきましては、新たに後継事業が実施される見通しとなりましたことから、事業の詳細が判明次第補正予算措置をさせていただきたいと考えております。

項3 委託金、予算額1,274万7,000円、前年度比較154万円の減となっております。主な増減といたしまして、目1 総務費委託金、30ページになります。節4 統計調査費委託金で昨年度計上の国勢調査委託金がないなど219万円の減、節5 選挙費委託金、説明欄、参議院議員選挙委託金245万円を新たに計上しております。昨年度は道知事道議会議員選挙委託金133万円を計上しておりました。

目3 農林水産業費委託金、節1 農業費委託金、説明欄、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金104万3,000円の減。

31ページをお開きください。目4 商工費委託金、節1 商工費委託金、説明欄、駐車公園管理委託金で54万円の増となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款13国庫支出金、款14道支出金の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1 番安村議員 今の国庫支出金と道支出金に絡む部分あるのですけれども、子ども・子育て支援交付金の関係のご説明いただいて、名目が変わったという部分のご説明をいただいたのですけれども、多分私の認識も不足している部分があるのでしょうかけれども、児童と子どもと変わってきたという部分がちょっと不鮮明な部分がございますので、名称が単純に変わったという内容なのか、それとも事業の国、道の補助金の内容が変わったのか、その辺変更があれば、ちょっとつけ加えていただければというふうに思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国のほうの法律で子ども・子育て支援法というのができたと思うのですが、そちらのほうにのっとって国庫支出金の名称が定められているもので、昨年度の児童保護費負担金で入ってきているものについて細かい入りくりがあります。例えば昨年の緊急確保対策事業費補助金ですとか何かというものを、そういうものも全部一つの名目の中でというか、子ども・子育て支援交付金の中で見られるようになってきたということでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ごめんなさい、私の聞き方が悪かった。単純に聞きます。児童という概念、いわゆる義務教育という概念を私は持っていて、子どもになると未成年者までという概念だと思うのですが、その点の拡大解釈を国、道がしているのか、していないのという部分も含めて質問したつもりなので、今までは児童という部分のくくりの中の支援対策、国、道の支援という形ですけれども、子どもになってしまうと拡大されているのかという部分も含めてちょっと説明いただきたいというふうに思っています。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この子ども・子育て支援交付金については未就学児童の保育園なのですが、子どもという概念については、例えば保育料の軽減措置、まだ国会で審議中ですが、多子世帯の軽減のときに多子世帯の子どもの概念が今までは、まだ決定しているわけではないのですが、18歳未満の子どもという概念がありましたけれども、これからはその年齢制限まで撤廃されるということで、子どもの概念がより広がっていくことになると思います。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款13国庫支出金、款14道支出金を終わります。

この際、午前11時まで休憩といたします。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款15財産収入、款16寄附金、款17繰入金、款18繰越金、款19諸収入、款20村債に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 32ページをお開きください。款15財産収入、項1財産運用収入、予算額1,431万5,000円、前年度比較98万3,000円の増となっております。

目1財産貸付収入、節2建物貸付収入の説明欄、教員住宅貸付収入で46万9,000円の増を見込んでおります。節3物品貸付収入、説明欄、個人番号写真撮影機器利用料6,000円は、新たに計上したものでございます。個人番号カード交付申請時に必要な顔写真撮影5件分を計上してございます。

目2利子及び配当金につきましては、利率変動による各基金ごとの増減はございますけれども、前年度比較46万4,000円の増を見込んでおります。

33ページをお開きください。項2財産売払収入、予算額1,775万8,000円、前年度比較814万円の増となっております。

目1不動産売払収入、節2土地売払収入の説明欄、村有地売払収入300万円は障害者支援事業所開設予定地として、宅地分譲地売払収入はコムニ団地2区画分と更別幼稚園横にあります宅地造成地2区画分を計上しております。

34ページになります。款16寄附金、項1寄附金、予算額6,000円、前年度と同額となっております。説明は省略させていただきます。

35ページをお開きください。款17繰入金、項1基金繰入金、予算額2億1,377万円、前年度比較2億6,881万6,000円の減となっております。大きな要因は、目5農業振興基金繰入金で昨年度比較3億6,439万4,000円の減となっております。昨年度は国営かんがい排水事業の地区負担金の繰上償還をしました。それが終わったことによるものでございます。

目8公共施設等整備基金繰入金9,865万9,000円は、公営住宅の改修及び改築事業に充当するため計上しております。

36ページになります。款18繰越金、予算額5,000万円で、前年度と同額を計上しております。

37ページをお開きください。款19諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、予算額は前年同額の2万円を計上しております。

項2預金利子、予算額10万円を計上しております。手持ち現金に余裕がある期間は短期の定期預金により運用しております。利子収入でございます。

項3貸付金元利収入、予算額6,620万5,000円、前年度同額となっております。

目1中小企業近代化資金預託金元利収入は、中小企業近代化資金特別融資に関する条例に基づき、融資取り扱い金融機関に預託するものでございます。

目 2 ふるさと融資貸付金元金収入は、平成25年度に融資した貸付金元金を10年間で返済いただくものでございます。ふるさと財団を経由して収納されます。

項 4 受託事業収入、予算額109万円を計上しております。

項 5 雑入、予算額1,619万4,000円、前年度比較611万3,000円の増となっております。

38ページになります。目 5 雑入で611万3,000円の増となっております。説明欄の中で新規に計上したものとしまして、40ページをお開きください。説明欄、下から3行目、北海道消防協会等助成金2万円は、南十勝4町村消防団の連携強化を促進するための教育、訓練を今後も実施することから、その事業に対する助成金を新たに計上しております。それから、南十勝消防事務組合清算金197万2,000円につきましては、本年3月31日で当組合が解散し、同日付で出納閉鎖されます。団員の費用弁償や光熱水費など未払い分については、それぞれの町村に引き継がれます。同組合からの通知により、計上しております。それから、退職手当組合事前納付金精算金387万6,000円は、平成27年度以前3年分の精算金でございます。定年退職者がいなかったことから、還付されます。この3つの収入を新たに計上しております。次に、昨年度計上したものとして、50回目の盆踊りに対し北海道市町村振興協会助成金50万円、今年度は計上しておりません。なお、39ページですが、子ども高額療養費収入は、昨年度まで児童高額療養費収入を名称変更したものでございます。

41ページをお開きください。款20村債、項 1 村債、予算額6億793万8,000円、前年度比較9,621万円の減となっております。起債につきましては、歳出の各款で計上している建設事業、ソフト事業等の実施に当たり、財源確保として借り入れを行うものを計上しております。

目 1 過疎対策事業債の対象事業につきましては、前年度比較22億7,200万円の減となっております。新規事業では、雪寒機械購入事業1,800万円、営農用水施設整備事業、これはサッチャルベツ川配水管移設等でございますけれども、2,700万円、児童福祉施設活動事業、保育所、学童保育所、地域子育て支援センター、一時保育事業等でございますが、1,000万円、住宅改修支援事業、これリフォームでございますけれども、200万円、予防接種事業（任意接種分）、おたふく風邪、ロタウイルス、B型肝炎、インフルエンザ等で300万円、42ページになります。（仮称）上更別認定こども園建設事業、これは実施設計でございますが、580万円、多子世帯保育料軽減事業800万円となっております。前年度は国営事業2億4,260万円、交流拠点施設建設補助事業1億2,860万円を計上しておりました。

目 2 臨時財政対策債は、市町村の財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行されるものでございます。国の予算案が抑制される見通しでありますことから、前年度比較421万円減の1億1,883万8,000円を計上しております。

緊急防災・減災事業債は、防災行政無線デジタル化整備事業1億8,000万円を新たに計上しております。なお、過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債は、元利償還金の70%、臨時財政対策債は元利償還金の100%が後年普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款15財産収入から款20村債までの説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 今回の平成28年度の予算の中でふるさと納税にかかわる部分に関して、どこにどれだけの金額を予定しているのか、ちょっと説明願いたいと思います。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 歳入のほうでは、寄附金6,000円、これが毎年科目存置でございますけれども、ふるさと納税がこれに該当するかと思っております。歳出につきましては、総務費、一般管理費で予算計上しております。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 科目存置ということ、これわかるわけなのですけれども、ここで言いたいのは、皆さん既にご承知のようにどの町村もそれぞれ村のあり方だとか、それから村のPR、いろんなことを兼ねて積極的に行っているということはご承知のとおりだと思うのです。本村においてもこれを積極的に今後行っていくのかどうなのかという部分が予算計上につながっていくと思うのです。今の説明というか、この予算書を見る限りは、誰かがくれたらそこに入れますという考え方になってしまうのかなという部分があるものですから、将来に向けて、ことし28年度に向けて何か考えた方があれば村長に伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員のご指摘の部分ですけれども、この間も広報に載せましたけれども、最初皆さん方の議会の中で私は本来的には返礼品に特化しない、そういう品物に特化しないようなふるさと納税のあり方が望ましいという答弁をさせていただきました。しかしながら、昨今いろんな町村というのもありますけれども、自由な財源というのですか、自主財源としてのその部分についてはやはり大きなものがあるのかなというようなことを認識しております。したがって、ふるさと納税に関して、今回はちょっと予算のところに大きく計上はしてありませんけれども、考え方としては私はふるさと納税はそういう自主財源を確保するという立場からきちんと取り組まなければいけないというふうに考えておりますし、新年度特別なチームをつくるなりして、ホームページとか品物とかもありますけれども、考え方等を含めてきちんとご提示をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款15財産収入から款20村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、地方債に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 第2表、地方債につきまして補足説明させていただきます。

予算書5ページをお開きください。この表につきましては、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるものがございます。過疎対策事業債の限度額は3億910万円、緊急防災・減災事業債の限度額は1億8,000万円、臨時財政対策債の限度額は1億1,883万8,000円、合計6億793万8,000円としてございます。対象事業につきましては、歳入予算41から42ページ、款20村債の説明欄をご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長 第2条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これで第2条、地方債を終わります。

一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。全体です。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳入歳出ともどもに関連することではありますが、このたびの総合戦略に向けた対策としまして、主に歳出のほうになると思いますが、4つの項目、目標1、産業振興の関係、基本項目の2とします笑顔あふれる新たな人の流れ、目標3、若い世代の希望というような、もう一つ、基本目標4の豊かな暮らしをとといったようなことになってございますが、それに関連する歳出の金額についてお示せ願いたいと思います。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する歳出の金額ということで、今議員のほうのおっしゃられた基本目標ごとの予算額というふうな形でよろしいでしょうか。

基本目標、今議員がおっしゃられたように4つの項目がございまして、1番の産業振興と雇用の場の創出によりにぎわいと元気をつくりますという部分に関しましては、1,998万6,000円というふうな金額を予算のほうで出してございます。こちらのほうについては、企業誘致の関係、企業振興の関係で92万円、ふるさと創生基金事業による助成ということで1,000万円、また地元雇用促進事業の推進ということで616万円、障害者就労支援の場づくりに努めるということで290万6,000円、こちらのほうを合わせて1,998万6,000円というふうな内容になってございます。2番の笑顔があふれる新たな人の流れをつくりますの関連では、こちらのほうでは2,550万円程度の予算計上をさせていただいております。住居確保に向けた住宅建設事業の推進ということで、住宅建設補助の関係で2,300万円、住宅のリフォーム関係で250万というふうな形で、合わせて2,550万というふうな形になります。若

い世代の希望をかなえ安心できる子育て環境をつくりますの関連では、合計で2,238万8,000円ということで、保育料の負担軽減の関連で1,261万2,000円、児童医療費助成事業の拡充ということで877万6,000円、不妊治療支援の拡充ということで100万円ということで、合わせて2,238万8,000円というふうな形になります。4番の豊かな暮らしを営む地域をつくりますの関連では、上更別の活性化事業で201万6,000円、まちを形成する宅地分譲の実施ということで宅地分譲関連の経費で469万3,000円、予防接種支援事業ということでインフルエンザの予防接種ということで320万円、こちらは合わせて990万9,000円というふうな予算計上となっております。合計で7,778万3,000円という予算計上をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

次に、14日の会議において保留をしました議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件における安村議員の質疑、自然を考える会の活動実績に対する答弁について本内産業課長より発言を求められましたので、これを許します。

本内産業課長。

○産業課長 さきに安村議員からご質問いただきました自然を考える会の事業内容についてお答えいたします。

26年度の事業実績でございますけれども、更別市街地活性化計画にあります森づくり事業の一環として、サッチャルベツ川の親水公園周辺地へのスズランの移植活動、また南4線から南6線の旧国鉄跡地の雑木除去活動、また十勝自然保護協会との情報交換等が行われておりました。

答弁がおくれましたことをおわび申し上げます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

安村議員、よろしいですか。

○1番安村議員 はい。

○議 長 この件については終了しました。

次に、14日の会議での議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件における村瀬議員の質疑、社会福祉協議会助成金の増額の理由に対する安部保健福祉課長の答弁について内容を訂正するため発言を求められましたので、これを許します。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 村瀬議員から質問のあった予算書、歳出80ページの説明欄15、社会福祉活動金等で91ページに書いてあります社会福祉協議会助成金で458万円の増額は人件費分であり、私は地域生活支援コーディネーター分であるとお答えしたのですが、その分は実

は私勘違いをしております、介護保険事業特別会計の事業勘定でその分は計上しております。本説明欄の増額は、社会福祉協議会で地域包括ケアの構築に向けての体制整備と地域福祉活動の充実を図るため、事務体制の見直しを行い、介護保険事業の一部を受け持っていた福祉専門員が本来の福祉専門ということに戻ることににより、財源である福祉協議会の介護保険事業運営安定基金からの繰り入れが介護保険の事業をやらなくなるということのでできなくなったということで、福祉部門の強化を図るということで法人運営分の人件費ということでその分が増額しているということで、答弁を訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議 長 答弁が終わりました。

村瀬議員、よろしいですか。

○6 番村瀬議員 はい。

○議 長 この件については終了いたしました。

もう一点、先ほど保留をしました議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件における安村議員の質疑、使用料等の減免の状況に対する答弁について吉本総務課長より発言を求められましたので、これを許します。

吉本総務課長。

○総務課長 安村議員の減免措置団体はどのぐらいかというご質問でございます。

村に関係する団体としまして、大きくくくっておりますけれども、例えば執行機関の委員さんですとか、条例委員さん、幾つもありますけれども、執行機関の委員は1つの団体、条例委員は20ほどありますけれども、それも1つという数え方をしておりますけれども、村の関連するものとしては23団体、それから各事業所、農協さんですとか商工会さんで28団体、それから少年団関連で4団体、障害者関連で2団体ございます。これらの団体が各集会施設等を使う場合は減免しております。具体的には、行政区24ありますけれども、1つの団体とカウントしてございまして、ほぼ更別市街と上更別区の区の行政会館を持たないところは集会施設を利用しておりますけれども、その行政区の総会、役員会、班長会議等は減免対象としております。基本的に少年団、あるいは高校生以下、村内に住む高校生以下の子どもたちが施設を使う場合は減免、免除というにしております。それから、消防団につきましては、年1回出初め式に使っておりますけれども、それらも減免対象としております。

減免の基準でございますけれども、7項目ほどございます。国、または地方公共団体が使用する場合ですとか、村内の幼稚園、小中学校及び高校生が使用する場合とかと7項目を減免基準としてございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。

安村議員、よろしいですか。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 減免という形でアバウトなところあるのですけれども、今の説明の内容については全額免除という形の解釈でよろしいのですか。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 見合った時間、通常ですといただける額を全額減免しております。

○議 長 安村議員、よろしいですか。

○1 番安村議員 はい。

○議 長 この件については終了させていただきます。

次に、平成28年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成28年度の国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます

歳出から説明いたします。207ページをお開きください。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、予算額は212万円となっております。前年度比較63万4,000円の減額です。説明欄(1)、総務一般事務経費、予算額212万円、前年度比較63万4,000円の減額です。主なものは、節12役務費の郵便料、予算額1万円、前年度比較22万7,000円の減額は、2年に1回被保険者証の更新に係るものを昨年行ったため、ことしは計上しておりません。節13委託料、国保ライン等サポート料、予算額21万6,000円で前年度比較32万4,000円の減額は、国保の事業月報というものがあるのですけれども、その月報と調整交付金の申請システムの改修が昨年あったため32万4,000円を追加しておりましたが、それが終了したため、通常のサポート料となっております。

208ページをお開きください。項2 徴税費、目1 賦課徴収費、予算額34万円、前年度比較7万2,000円の減額であります。十勝市町村税滞納整理機構負担金の減額が主なものでございます

項3 運営協議会費、目1 運営協議会費、予算額69万8,000円、前年度比較38万5,000円の増額は、隔年で実施しております運営協議会委員の道内研修が追加されたためです。

続きまして、209ページをごらんください。款2 保険給付費は、予算額2億6,374万円で、前年度比較3,031万7,000円の減額でございます。過去の医療費の給付実績などを勘案して、一般被保険者、退職被保険者ともに減額して計上しております。

項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費及び目2 退職被保険者等療養給付費ですが、ここでの療養給付費は入院、通院、歯科、調剤の給付に係るものでございます。

目3 一般被保険者療養費及び目4 退職被保険者等療養費での療養費とは、主にはり、きゅう、あんま、柔道整復、あと補装具等の費用のほか、医療機関の窓口で保険証を提示していなかった場合に、その後国保の窓口で申請していただき、直接被保険者に給付する保険給付費でございます。

以下、211ページにわたる項2 高額療養費、項3 移送費、項4 出産育児諸費、項5 葬祭諸

費につきましても、ここ3年の国保のこの会計から支出された費用を推計し、予算を計上しております。

212ページをお開きください。後期高齢者支援金等は、平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度に係る科目でございます。各保険者から財政支援を行っていくものなのですが、国保では国保税の後期高齢者支援金分として徴収したものを社会保険診療報酬支払基金に支援金として納付します。支払基金からは、北海道の後期高齢者広域連合に実績に応じて交付される仕組みとなっております。

項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金は、予算額6,921万2,000円、前年度比較225万6,000円の減額で、加入者1人当たりの負担見込み額5万7,400円に平成28年度保険加入者見込み数1,376人を乗じた額から前々年度の精算額、調整額を差し引いた額を計上しております。

続きまして、213ページをごらんください。款4 前期高齢者納付金等も同様に平成20年度にスタートした科目です。65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費に係る財政調整のための科目であり、各保険者間の偏りによる負担の不均衡を調整するもので、307万8,000円を計上しており、前年度と比較して304万1,000円増額しております。この主な要因は、説明欄(1)、前期高齢者納付金で平成26年度の前期高齢者交付金で交付された額が過大であり、返還するもので、見込みで受けていた平成26年度の精算額が2,913万8,000円発生し、28年度の概算交付額が2,609万3,000円であったため、この額を計上しているものでございます。

続きまして、214ページをお開きください。款5 老人保健拠出金は、過年度の請求遅延分の引き当てのみの予算計上で、昨年度と同額の5,000円を計上しております。

続きまして、215ページをごらんください。介護納付金につきましては、予算額3,632万1,000円、前年度比較317万6,000円の増額でございます。介護2号被保険者1人当たりの負担見込み額6万4,300円に28年度の加入の75歳以上の2号被保険者見込み数571人を乗じた額から前々年度精算額39万4,000円を差し引いた額を計上しております。

続きまして、216ページをお開きください。款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金、予算額1,739万9,000円で、前年度比較85万9,000円の増額です。これは、小規模国保保険者の運営基盤の安定化を図るため、道内市町村国保からの拠出金、国、道からの負担金を財源に80万円を超える高額な医療費については道単位で、特に高額な医療費については全国単位で費用負担の調整を図るものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金、予算額1億5,285万4,000円、前年度比較527万5,000円の増額であります。保険財政共同安定化事業は、市町村国保からの拠出金により、都道府県単位で高額な医療費に係る費用負担の調整を図り、市町村国保の財政の安定化を図るものであります。平成26年度までは30万を超え80万円までの医療費を対象としておりましたが、27年度からは1円から80万円までの全ての医療費を対象として実施されることになりましたので、拠出金の額が大きくふえております。

続きまして、218ページをお開きください。款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、

目 1 特定健康診査等事業費、予算額375万2,000円、前年度比較で22万5,000円の減額です。この主な要因は、節13委託料において特定健診委託料の27万5,000円の減額によるもので、特定健診対象者の減少によるものでございます。

項 2 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、予算額46万8,000円、前年度比較 7 万9,000円の増額であります。年 4 回の医療費通知、保健師の健診などの経費であります。本年度よりジェネリック医薬品の使用を推奨するため、ジェネリック医薬品の差額通知を年 2 回実施するためにパンフレット購入や郵便料が増加しているものでございます。

次、219ページをごらんください。目 2 疾病予防費、予算額39万3,000円、前年度比較 7 万5,000円の増額であります。説明欄（1）、疾病予防事業、予算額39万3,000円、前年度比較 7 万5,000円の増額であります。節19負担金補助及び交付金において、前期高齢者のインフルエンザの予防接種負担金でインフルエンザワクチンの値上がりがあり、診療所での接種費用が2,500円から3,000円に改定される予定であるため、負担金が 1 人当たり1,500円から2,000円となったことによるものです。

220ページをお開きください。基金積立金は、基金の利子を積み立てるもので、予算額 1 万1,000円で、前年度比較1,000円の増額です。

221ページをごらんください。款10諸支出金は、予算額2,863万9,000円と前年度と比較して2,327万9,000円の増額となっております。この主な要因は、項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金、222ページをお開きください。節28繰出金で、診療施設勘定へ僻地診療所分として繰り出す金額の増加によるものです。これは、補正予算のときも説明いたしましたが、特別調整交付金の算定方法が今までの半径 4 キロメートルの被保険者数をもとにするものから基本額の単価掛ける年間診療実日数、加算額として単価掛ける年間延べ入院日数へ変更になったため、大幅に増加したものでございます。

223ページをごらんください。予備費につきましては、予算額780万7,000円で、前年度比較81万8,000円の減額となっております。これは、一般被保険者の療養給付費、高額療養費等の 3 %を積算して計上しております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 これで事業勘定の歳出を終わります。

事業勘定の歳入についての補足説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国保会計の歳入について補足説明させていただきます。

196ページをお開きください。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税 1 億7,755万8,000円、前年度比較で1,176万3,000円の増となっております。内訳は、一般被保険者国民健康保険税の所得の伸びが見込めることに加え、平成27

年度において限度額の引き上げがあったためでございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税におきましては、予算編成時点の調定額に基づき算出した結果89万4,000円の減となっております。退職者医療は、平成27年度に制度改正があり、27年度以降新たな被保険者が発生しないため、これからも減少していく予定でございます。

198ページをお開きください。款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、予算額1億1,307万5,000円で、前年度比較93万1,000円の増額であります。前期高齢者納付金の増加によりふえたものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金は、予算額434万9,000円、前年度比較21万5,000円の増でございます。これは、歳出の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金の増額によりふえたものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、予算額2,827万円、前年度比較2,327万9,000円の増額です。説明欄の特別調整交付金において、歳出でも説明しました僻地診療所の運営に係る特別調整交付金の算定方法の変更により大幅に増加したものでございます。

199ページをお開きください。款3療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金は、予算額358万円で、前年度比較314万4,000円の減額です。歳出の退職被保険者の保険給付費の現年度分予算額に後期高齢者支援分を加え、退職被保険者保険税の現年分を差し引いて計上しておりますが、先ほど退職者の療養費のところでも説明したとおり、制度改正により新たな被保険者が発生しなくなったため、減少しているものでございます。

200ページをごらんください。款4道支出金、項1道負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、予算額434万9,000円で、前年度比較21万5,000円の増です。これは、歳出の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金の増額によるものでございます。

項2道補助金、目1道財政調整交付金、予算額2,752万2,000円で、前年度比較147万1,000円の増額です。説明欄の普通調整交付金、予算額2,715万6,000円は、前年度比較143万4,000円の増額であり、この交付金は道内保険者間の不均衡是正のための交付金で、医療水準及び所得水準の実績に基づき交付されるものでございます。

201ページをお開きください。款5共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、予算額870万1,000円、前年度比較42万9,000円の増額です。これは、保険請求において1件当たり80万円を超える医療費の100分の59が交付されるものでございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、予算額1億5,285万4,000円、前年度比較527万5,000円の増額であり、歳出の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金、216ページでもご説明しましたが、26年度までは30万円を超え80万円までの医療費を対象としておりましたが、27年度から1円から80万円までの全ての医療費

を対象として実施されることになりましたので、交付金の額が大幅にふえています。

次、202ページをお開きください。財産収入です。財政調整積立金の預金利子でありますので、説明は省略させていただきます。

203ページをお開きください。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、予算額4,587万8,000円、前年度比較353万7,000円の増額です。主なものは、節1保険基盤安定繰入金の説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、国保税の2割、5割、7割の軽減に対応するもので、一般会計で補助を受ける道負担金4分の3と村の4分の1を合算した額727万1,000円を計上し、前年度と比較して11万2,000円の減額となっております。保険基盤安定繰入金保険者支援分は、保険者への支援でありまして、一般会計で補助を受ける国の2分の1と道と村がそれぞれ4分の1負担することとなっております、これを合算した530万4,000円を計上しております。前年度と比較して273万6,000円の増額となっております。節2出産育児一時金等繰入金は、推計15件分の3分の2相当、420万円を計上しております。節3財政安定化支援事業繰入金は、前年度に普通交付税措置された額、推計値3万4,000円を計上しております。前年度と比較して51万6,000円の減額となっておりますが、普通交付税で算定基礎数値等の変更により大幅な減額となっております。節4その他一般会計繰入金、説明欄の事務費対象分は、歳出の総務費分355万8,000円を計上しております。福祉医療無料化波及分310万6,000円を計上しておりますが、前年度比較して70万4,000円増額しております。これは、重度心身障害医療費の増加、子ども医療費助成を中学生から18歳に達する最初の3月31日までに拡大することにより、繰り入れが増加したものでございます。特定健康診査等事業分は、村の負担分120万4,000円を計上しております。財源補填分、予算額2,120万1,000円、前年度比較して97万6,000円の増額であります。これは、いわゆる赤字補填ではなくて、国の負担率が6%分減少したときに、40%から34%になったのですが、それでも、道から支援を受けていたということがありますが、その制度もなくなったため、村単独で繰り入れていくということでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額1,718万円、前年度比較して471万7,000円の減額で、保険給付費の不足分と予備費分をここに計上しております。

204ページをごらんください。款8繰越金です。前年度と同額を見ております。

205ページをお開きください。款9諸収入、項2雑入、目1雑入、説明欄、特定健康診査受診料は、予算額50万4,000円と前年度と比較して18万円の減額でございます。昨年度の受診者の実数により推計をし直して、減額しております。

206ページをごらんください。昨年度に計上しておりました歳入の科目、前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金の推計により見込みで受けていた平成26年度の交付額において、先ほども説明しましたが、精算額2,913万8,000円が発生し、28年度概算交付額の推計額が2,609万3,000円ということを上回ったため不交付となり、予算計上をいたしておりません。

以上で国保会計事業勘定の歳入の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

診療施設勘定の歳出についての補足の説明を求めます。

佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、平成28年度診療施設勘定の歳入歳出予算についての補足説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。予算書の235ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費は、予算額2億3,572万2,000円で、前年度比較47万8,000円の減です。

目1一般管理費は、予算額2億3,559万1,000円、前年度比較26万7,000円の減です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は1,379万4,000円で、前年度比較180万4,000円の減でございます。主なものとしましては、節11需用費において重油単価の値下がりにより燃料費が前年度比較245万円の減となっています。また、修繕費、国保診療所修繕費68万2,000円のうち、施設内の湿度等を調整する外調等自動制御器につきまして送風用モーターの老朽化に伴う修繕費43万2,000円を含むものでございます。

236ページをお開きください。節18備品購入費14万円は施設管理用備品で、休日時間外診療の連絡用として診療所裏手の通用口に設置しているインターホンを現在電話のみとなっていますが、カメラつきのものに更新するとともに、処置室に1台増設するものでございます。診療所には警備員の配置がなく、夜間の当直は看護師、看護補助員各1名の女性2名で行っています。近年では村内でも不審者の出没や車上荒らし等の被害があることから、職員と患者さんの安全面を考慮して設置するものでございます。説明欄(3)、総務管理経費は、職員11人分の人件費であり、9,381万7,000円、前年度比較113万8,000円の減です。詳細につきましては、245ページから250ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。237ページに移りまして、説明欄(4)、総務一般事務経費1億1,656万4,000円で、前年度比較233万3,000円の減です。主なものとしまして、節7賃金において医療事務職員が1名減となったことにより211万円の減としております。節13委託料は、その他業務委託料の医療業務委託料が8,623万6,000円で、前年度比較1万1,000円の減でございます。これにつきましては、医療法人北海道家庭医療学センターからの医師4名、作業療法士1名の派遣を受ける経費と医師確保、医師及び研修医育成協力費を含むものでございます。なお、

平成28年度の医師体制につきましては、常勤医師4名、4名のうち、異動によりまして専攻医、これまで後期研修医と申し上げていましたが、1名が交代となります。また、理学療法士については、現在の職員が3月末で退職しまして、4月からは作業療法士が派遣となります。なお、参考ですが、理学療法士から作業療法士ということで資格が変わりますが、現在行っているリハビリの業務と診療報酬の請求について影響するものではございません。238ページをお開きください。説明欄（5）、準職員賃金等は、準職員の賃金等に係る経費であり、医療事務職員が1名から2名となったため、前年度比較498万1,000円の増となっています。

目2車両管理費、予算額13万1,000円で、前年度比較21万1,000円の減です。今年度は公用車の車検経費分がないことによる減額となっています。

240ページをお開きください。款2医業費、項1医業費につきましては、予算額2,906万9,000円で、前年度比較20万5,000円の減です。

目1医療用消耗器材費は、予算額537万円で、前年度比較19万4,000円の減でございます。これは、注射器、グローブ、酸素などの消耗資材経費ですが、主に入院患者用の酸素購入費の減でございます。

目2医薬品衛生材料費は、予算額1,310万円で、前年度比較157万8,000円の増でございます。休日及び時間外診察の患者処方用及び入院患者用の内服、外用薬、注射薬等で960万円、予防接種ワクチンで350万円を見込んでおります。主に、インフルエンザワクチンが3種類の混合から4種類の混合に改良されたことによります単価の上昇分、そして昨年10月から開始しましたインフルエンザ予防接種の助成事業に伴う予防接種対象者数の増に伴う増額でございます。

目3医療管理費は、予算額893万5,000円で、前年度比較12万9,000円の減です。説明欄（1）、医療管理事業経費については、前年度までの事業名、検査等委託事業経費を名称変更したもので、予算額709万7,000円、前年度比較14万6,000円の減です。主なものは、節12役務費の手数料で3年ごとに実施している医療費等の点検につきまして今年度は行わないためでございます。241ページに移りまして、説明欄（2）、医療機器借上げ経費は183万8,000円で、前年度比較1万7,000円の増でございます。主に、在宅で酸素供給装置や睡眠時持続陽圧呼吸療法治療器などを使った医療を必要とする患者さんに対応するためのものがございます。

目4寝具費は、入院患者の寝具、病衣の借上げに係る経費であり、予算額63万1,000円で、前年度比較34万3,000円の減です。これは、長期の入院患者数の減により、年間通しての寝具及び病衣の借上げ料の減を見込んだものです。

目5医療用機械器具費、予算額103万3,000円で、前年度比較111万7,000円の減でございます。内訳としましては、訪問診療や往診など外来では受診できない患者さん用として携帯用超音波診断装置、俗に言うエコーですけれども、一式ということで99万4,000円、健康診断用のデジタル体重計に3万9,000円、それぞれ新規で購入するものがございます。なお、

携帯用エコーにつきましては、北海道の単独事業ということで、在宅医療提供体制強化事業、これが平成27年度からの事業なのですが、そちらの補助対象となる見込みでございます。道の補助事業の当初予算計上について未確定であったことから、道のほうで予算措置が決まりましたら補助申請しまして、採択となった場合には歳入のほうでも補正ということで考えておりますので、補足させていただきます。

項2 給食費、目1 給食費、予算額445万2,000円で、前年度比較273万3,000円の減です。入院患者の給食に係る経費であり、先ほどの寝具費と同様に入院患者数の減に伴う減額でございます。

243ページをお開きください。款3 公債費、項1 公債費、予算額は6,527万1,000円で、前年度比較1,804万6,000円の減です。

目1 元金、説明欄(1)、長期債償還元金は6,418万円、前年度比較1,741万5,000円の減です。診療所移転改築の際の建築等工事費、医療機器、備品の購入並びにソフト分として医療業務委託料に係るそれぞれの起債元金の返済でございます。

目2 利子、説明欄(1)、長期債償還利子、予算額109万1,000円で、前年度比較63万1,000円の減です。

なお、詳細につきましては、251ページに地方債の現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

244ページをお開きください。款4 予備費につきましては、予算額10万円で前年度と同額です。

以上で歳出の説明を終わります。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 237ページの(4)の総務一般事務経費の中の賃金であります。その中の看護補助員賃金、これ多分7名分かと思うのですけれども、先ほどから説明があったように、入院患者が減ってきている。これは在宅看護にシフトを置かれたということ、これは理解できるのですけれども、その体制について、入院患者が減ることによって7名がいいのかどうなのか、今後どのような考え方を持っているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 入院患者数の減につきましては、状況としては歳入の際にまたご説明させていただきますけれども、それに伴う看護補助員の人員ということでございますが、平均するとやはり減ってきているというのはあるのですけれども、多い時期であれば10名前後となります。そうなれば、それなりに対応が必要ということになります。過去に人数がそれなりにいたとき、入院患者さんがいたときは長期の方が多くて、状況としては寝たきりの方がそれなりにいたということで、それほど、言い方はあれですけれども、手のかか

らない方がいらっしゃったということなのですが、最近ではいろんな症状の方が入ってこられるということで、人数だけで一概には言えないというような状況でございます。また、補助員7名についても、毎日当直ということで夜勤があります。それを一月のローテーションでいきますと4回ないし5回というようなことで、それ以上になってきますと職員の負担というようなこともございます。そういった中で、当面の考えとしましては現状7名を維持したいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 同じく237ページ、今般理学療法士の関係の退職ということで、私も広報の中に入っているやつ見たのですが、それにかわって作業療法士が新たにということで、単純に素人考えだと理学療法士と作業療法士はもともとの工程というか、作業自体が違うと思うのですが、今の説明の中で影響がないという説明をいただいたのですが、本来からいえば、ちょっと質問があれなのでしょうけれども、作業というか、専門自体が違うような気がするので、その点ちょっと補足説明していただければと思います。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 理学療法士と作業療法士ということなのですが、基本的な物の捉え方ということでは、理学療法士につきましては体の基本動作の回復であったり維持、悪化予防というようなことで、体の動かし方に対するリハビリとしてアプローチしていくというような流れがございます。作業療法士については、基本動作はある程度できた中で、それに加えて応用動作、生活をしていく中で体は動くけれども、もうちょっと細かい動作、社会復帰しやすいような、そういったことにサポートしていくということで、特色はそのような違いがあります。その中で、今行っているリハビリ業務につきましては、実は3月から新たに4月に着任する方がもう来ていまして、個別の患者さんの情報ですとか、そういったものを引き継ぎながらやっている状態です。ということで、4月からの業務には支障がないというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳出を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入について補足の説明を求めます。

佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、続いて歳入の補足説明に移らせていただきます。

227ページをお開きください。款1診療収入は1億5,911万2,000円で、前年度比較1,501万円の減です。

項1入院収入は、予算額3,752万4,000円で、前年度比較1,755万1,000円の減です。前年

度までは診療所の経営面を考慮しまして一定程度収入の確保を見込んだ予算編成としてまいりましたが、実態としましては補正予算により減額するという状況が続いておりますので、近年の実績に基づいた当初予算としております。入院の状況ですが、先ほどお話ありましたけれども、今現在では6名の入院となっております。ご自宅や施設でのおみとりを推進しており、希望される方には在宅での訪問診療を行っています。国におきましても、医療介護総合確保推進法に基づき、医療と介護の連携により退院後の生活を地域で構築する地域包括ケアの確立により在宅への取り組みを含めて進めているところでございます。

次に、項2 外来収入、予算額1億357万4,000円で、前年度比較324万6,000円の減です。国保と社会保険加入者における患者数及び受診日数がやや減少していることによる診療報酬収入の減が主なもので、過去2カ年の診療報酬収入の実績をもとに算出しています。外来につきましては、患者数の大幅な変動はありませんが、近隣町村からの受診者の増加が見られます。

228ページをお開きください。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算額1,801万4,000円で、前年度比較578万7,000円の増です。説明欄の各種診断料については、主に中札内村の障害者支援施設の健康管理業務を前年度から受託したことに伴い、増額しています。説明欄の各種予防接種診断料は1,074万6,000円で、前年度比較508万8,000円の増です。任意の予防接種でありましたB型肝炎、ロタウイルス、おたふくの予防接種を今年度から村助成事業としたことによる村からの接種料の増、また前年度補正予算により計上しましたインフルエンザ予防接種の助成につきまして、接種料を当初予算から計上するとともに、ワクチン単価の値上げに伴う接種料金の改定、予定ですけれども、により増額となったものでございます。内訳ですが、乳幼児等への定期予防接種及び新規助成分で415万9,000円、インフルエンザ予防接種の接種料で620万4,000円を計上しています。なお、残りの38万3,000円につきましては、高齢者の肺炎球菌予防接種料でございます。

229ページに移ります。款2 使用料及び手数料、予算額151万4,000円で、前年度比較4万円の増です。

項1 使用料は、入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る公用車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2 手数料、目1 手数料は、重度、ひとり親医療、乳幼児及び児童医療等の事務取扱手数料を見ております。

目2 文書料は、各種診断書、証明書料と介護保険の認定に係る主治医意見書料を計上しております。

230ページをお開きください。款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、医師住宅2棟の住宅貸付収入であり、前年度と同額でございます。

231ページに移ります。款4 繰入金は1億5,212万2,000円で、前年度比較1,007万4,000円の増です。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は1億2,404万9,000円、前年度比較1,320万5,000

円の減です。説明欄の財源補填分は診療施設勘定の運営費に対する補填分で、前年度から484万1,000円の増の5,877万8,000円、公債費分は元金及び利子分で、前年度から1,804万6,000円減の6,527万1,000円でございます。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は2,807万3,000円、前年度比較2,327万9,000円の増でございます。事業勘定の際にも説明しておりましたが、診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金でございます。平成26年度末に交付金の算定式を定める厚生労働省令が改正されたことによりまして増額されるものでございます。

232ページをお開きください。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

233ページに移ります。款6諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算額127万9,000円、前年度比較16万6,000円の減です。主に自費衛生材料等収入の減でございます。

234ページをお開きください。款7村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算額2,000万円で、前年度比較1,640万円の減です。医療業務委託事業ということで、平成22年度より過疎債がソフト事業にも適用が拡大されたため、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療業務委託料分を借り入れしておりますが、村における事業費配分の変更により減額となっております。

以上、診療施設勘定の歳入の補足説明とさせていただきます。

○議長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 227ページの診療収入の関係ですけれども、全体の歳入を見まして、事業勘定の繰入金が2,800万あることから一般財源の補填分が少し少なくなっているという状況でありますけれども、これを考えないとやはり8,000万近い一般財源の繰り入れになるという状況の中において、今入院収入を少なく見積もってございます。これは現状と、あわせて在宅医療にシフトしていくという考え方は十分わかりますけれども、今の医療スタッフとの関係についてこの歳入見込みとのミスマッチ起きていませんか、要するに19床あるうち6床分の人員配置となっているかどうかお尋ねします。

○議長 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 人員としましては、6床分というふうな考えではなくて、地域の医療機関として入院を維持していくための人員ということでございます。そこで歳入が減るというようなことは、確かに言われるとおりがなと思います。ただ、19床もともとあるというところで、その経過はご承知かなと思いますが、過去は療養病床をやってきました。その後平成20年度にコムニの里ということで特別養護老人ホームができたという中で、療養病床から一般病床に移行したというような経過がございます。その中で、それなりの入院数が過去はいたというところで収入も多々あったわけでございますが、その方々がいつまで

もご存命というわけではもちろんございません。そういった流れがありますので、収入についてはちょっと厳しい状況が今後続いていくのかなというふうには考えております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 医療方針の関係でこういう状況になっていくということは理解しているつもりで、ただスタッフの体制としてまず大丈夫ですかということが趣旨でございました。要するに19床の患者を受け入れる医療スタッフはできているのかということが第一義で、なおかつもし19床のスタッフとしているならば、6床という現状から、少しでもそういう状況に向ける医療体系というのですか、研究されたいのかという思いで質問したので、まず体制ができていますという確認を端的に説明してください。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 19床がもともとあるのですけれども、それを今のようないろんな状況の患者さんが入れかわり立ちかわり来て、結果19床になっていくといった場合に今のスタッフでというのは、ちょっと検討が必要かなというふうには思っております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 外来収入なのですけれども、3月の補正で減額するところ、増額するところ、それぞれありました。これは歳入ですから、厳しく見ておくのかなという思いも含めてなのですが、後期高齢のほうで3月補正では660万ほど、たしか追加補正だったと思います。このたび40万程度の追加しか見込まれていない。ちょっと厳しいのではないかなという思いがありまして、算定基礎となる主な理由をお聞かせください。

○議 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 ご指摘のとおりでございまして、3月の補正予算では増額を大幅にしているわけですが、当初予算を計上する時期というのが12月ということで、その際には平成27年度の実績をつかめるのが10月分ないし11月分というところでございます。新年度の歳入の計上に当たっては、26年度1年間の実績と27年度の実績を比較して検討したところですが、26年4月から院外薬局に移行したというようなことで診療報酬が大きく変化しておりますので、新年度予算については26年度1年間の実績を重視したということでございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、後期高齢者医療事業特別会計について補足説明させていただきます。

後期高齢者の医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては保険料の徴収、各種申請の届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど、被保険者に身近な窓口業務を行っています。

初めに、歳入からご説明いたします。256ページをお開きください。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、予算額4,253万6,000円、前年度比較で47万1,000円、1.12%の増となっています。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合より保険料が示され、これに基づき予算計上されることから、同連合からの想定金額での予算額となっております。なお、最近被保険者の年金から引き落とされる特別徴収から自分で納める普通徴収に切りかえる希望者がふえてきたため、実情に合わせて目1 特別徴収保険料と目2 普通徴収保険料の徴収割合を変更し、予算計上を行っているところであります。保険料率は2年ごとに見直されており、平成28年度は見直しの年に当たり、均等割で4万9,809円、前回の改正額より1,663円減少しております。所得割が10.51%、前回より0.01%の減少となっております。

続きまして、257ページをお開きください。款2 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算額1,265万4,000円で、前年度比較45万7,000円の減額でございます。節1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものです。道から対象額の4分の3の698万円、村から残り4分の1の232万8,000円、合計で930万8,000円を計上しているところでございます。節2 その他一般会計繰入金は、共通の事務費等に対応するものと予備費分を含め334万6,000円を計上しております。

258ページの款3 繰越金、259ページ、款4 諸収入につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳出に移ります。260ページをお開きください。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、予算額43万5,000円、前年度比較で7,000円の増額であります。

262ページをお開きください。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、予算額5,354万3,000円、前年度比較5万7,000円の増額でございます。これは、保険料収入額の4,253万6,000円に保険基盤安定繰入金の930万8,000円及び共通事務費169万5,000円を加えて連合会へ納付するものでございます。

263ページをお開きください。款3 諸支出金、続きまして264ページの款4 予備費につきましては、昨年度と同額を計上しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明を終わります。

○議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長　これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成28年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長　介護保険事業会計の説明に入る前に、改めて介護保険会計の仕組みを申し上げますが、介護サービス、保険給付に係る費用は、利用者が介護サービスを利用するときに支払う利用料、これは原則1割なのですけれども、本人の合計所得金額が160万円以上の方は2割で、更別村では現在6名おります。その額を除いた費用、9割または8割を公費の保険料で賄うのが基本とされております。公費の負担分は、施設サービスに係る費用では国と道の負担割合異なりますが、原則国が25%、道と村の負担が12.5%の割合となっております。国の25%の負担のうち、5%は調整交付金で交付されることになっております。ただし、75歳以上の比率によっては交付率変動する仕組みとなっております。保険料負担分は、65歳以上の1号被保険者、40歳以上65歳未満の2号被保険者が負担していく仕組みでございます。負担割合は、平成24年度から26年度までは1号被保険者が21%、2号被保険者が29%でしたが、27年度から29年度までの3年間は1号被保険者が22%、2号被保険者が28%と変更され、徴収されることになっております。この1号被保険者の3年間の保険料につきましては、昨年年第1回定例会で議決をいただいているところであります。

それでは、介護保険事業会計の補足説明に入らせていただきます。初めに、歳入の説明をさせていただきます。271ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、予算額5,190万5,000円で、前年度比較233万円、4.7%の増となっております。節1現年度分は、昨年度の介護保険条例の改正により平成27年度から基準保険料月額が200円増額した4,500円で算定した額を予算額としております。

続きまして、272ページをお開きください。款2使用料及び手数料、予算額14万8,000円、前年度比較2万6,000円の増額です。これは、シルバーハウジングの生活援助員の派遣手数料でありまして、入所者の所得階層の変更等により増額したものでございます。

続きまして、273ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、予算額5,785万4,000円、前年度と比較して372万8,000円の増額です。

同じく項2国庫補助金、目1調整交付金は、予算額1,500万1,000円、前年度と比較して102万1,000円の増額で、両科目とも歳出の保険給付費の増加によりふえているものでございます。

同じく目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、予算額550万6,000円、前年度と比較して327万8,000円の増額です。歳出の地域支援事業費により地域包括ケアシステムに定められる事業を実施するため、増加したものです。地域包括ケアシステムは、2025年問題に対応するため、今後市町村保険者の取り組みが求められており、平成30年度までに全ての事業に取り組んでいかなければならないことになっております。

続きまして、274ページをお開きください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額8,400万6,000円、前年度比較292万8,000円の増額であります。交付率が29%から28%に下がりましたが、保険給付費、予防給付費がともに増加したため、増額されているものでございます。

目2地域支援事業交付金は、予算額51万8,000円、前年度比較3万6,000円の減であります。交付率が29%から28%に下がったことによるものでございます。

275ページをごらんください。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額3,965万5,000円、前年度比較で291万5,000円の増額です。国庫支出金でも説明しましたが、保険給付費の増額によるものでございます。

同じく項2道補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、予算額275万1,000円、前年度と比較して163万7,000円の増額です。交付率は19.75から19.5%に下がりましたが、先ほど国庫支出金で説明したとおり、地域支援事業費による地域包括ケアシステムの構築のための経費が増加したため、ふえたものでございます。

続きまして、276ページをお開きください。款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金ですが、これは9,000円、前年度と同額です。介護保険事業基金の積立金の利子です。

款7繰入金、項1一般会計繰入金は、予算額5,264万6,000円で、前年度比較847万3,000円の増額で、歳出で介護給付費や地域支援事業費が増加したこと、地域包括ケアシステムの構築のための経費が増額したことにより、公費負担割合に応じたルール分が増加したためでございます。

また、目4低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年度よりの制度で、昨年は6月議会で補正させていただきましたが、38万7,000円の追加となっております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額1,822万5,000円、前年度比較650万1,000円の増額です。これは、保険給付費の不足分と予備費の財源とするものですが、介護給付費が伸びているものです。

続きまして、278ページの款8繰越金、279ページの款9諸収入につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳出の説明をいたします。280ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額40万3,000円、前年度比較4万5,000円の減額となっております。主なものは、説明欄（1）、総務一般事務経費において、節11需用費の消耗品費で昨年度は3年に1度の制度改正の周知を図るためパンフレットを購入しましたが、本年はないため、14万円減額しております。節19負担金補助及び交付金で福祉自治体ユニットの負担金10万円を追加しております。

続きまして、281ページをお開きください。項3介護認定審査会費、目1認定調査費、予算額68万4,000円で、前年度比較15万3,000円の減額です。主なものは、節12役務費の主治医意見書取り扱い手数料で更新分の件数が減少すると見込まれることによるものでござい

ます。

282ページをごらんください。款2保険給付費、予算額3億1万8,000円、前年度比較2,043万8,000円の増額でございます。給付の実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案し、予算を計上しているところです。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方へのサービス給付で、予算額2億5,196万円、前年度比較2,753万円の増額です。増減の主なものは、説明欄(1)、介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金の法定居宅サービス費、予算額1,497万2,000円は前年度と比較して1,574万8,000円の減額となっておりますが、この中にある通所介護サービス給付費が制度改正により下のほうの地域密着型居宅介護サービス給付費で計上することによるものが減額の主な要因となっております。法定施設サービス費、予算額4,032万円、前年度比較720万円の増額です。他市町村の特別養護老人ホーム、老健施設への入所者の増加によるものです。特養が2名から3名、老健入所者が8名から10名ということで予算を計上させていただいております。続きまして、地域密着型居宅介護サービス給付費、予算額1億363万8,000円、前年度比較で3,259万8,000円の増額です。グループホーム入所者の他町村入所者が減り、地元の方の入所が増加したことによるものです。昨年は4名おりましたが、現在他町村の入所者は1名ということになっております。増加したことと、もう一点、小規模多機能居宅介護の利用者の増加、これが18名から22名なのですけれども、それと法定居宅サービス給付費が先ほど話した法定居宅サービスの通所介護サービス給付費がこの給付費に移動したことにより、この増加の額となっております。地域密着型施設介護サービス給付費が予算額8,700万円で、前年度比較348万円の増額となっております。これは、コミニの里さらべつの入所者の介護度等が上がったことにより給付費が増額しております。

続きまして、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付費です。予算額1,987万6,000円、前年度比較で763万4,000円の減額です。主なものは、説明欄(1)、介護予防サービス等事業、節19負担金補助及び交付金の居宅介護予防サービス給付費、予算額1,062万円が前年度比較504万円の減少、地域密着型介護予防サービス給付費は予算額690万円で前年度比較270万円の減額となっております。ともに利用者の減少によるものでございます。

続きまして、項3高額介護サービス費でございます。283ページをお開きください。目1高額介護サービス費、予算額554万2,000円、前年度比較54万2,000円の増額であります。介護認定者の増加により給付人数の増加を見込んでおります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、予算額80万円で前年度と同額を計上しております。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費は、低所得者の居室と食事代に係る負担を低減する補足給付で、予算額2,184万円と前年と同額を計上しております。

284ページをごらんください。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費は、介護予防事業費として217万4,000円で、前年度比較6万3,000円の減額です。

目1介護予防二次予防事業費は、要支援、要介護状態にならないような機能の回復を目的とした事業で、目2介護予防一次予防事業費は生活機能の維持、向上を目的とした事業です。これらに要する経費でございます。

285ページをお開きください。項2包括的支援事業・任意事業は、予算額2,195万9,000円、前年度比較1,278万1,000円の増額です。

目1包括的支援事業費は、予算額1,737万6,000円で、前年度と比較して1,260万8,000円の増額となっております。この主な要因は、説明欄(1)、包括的支援事業の予算計上額1,015万5,000円、前年度と比較して538万7,000円の増加です。市町村に義務づけられた地域包括ケアシステムの構築に必要な事業でございます。この中の13、委託料の中で生活支援体制整備事業委託料ですが、地域における住民主体のボランティア等によるニーズに沿った多様なサービスを掘り起こし、それを生活支援コーディネーターが調整し、サービスを提供する体制の構築を目指すということで488万4,000円、それと認知症地域支援・ケア向上事業というのは認知症の人を持つ家族に対する負担の軽減を図るため、認知症カフェの開設に係る経費22万6,000円を委託するということで予算計上しております。節19負担金補助及び交付金ですが、社会福祉協議会負担金ですが、包括支援センターに必要な社会福祉士の派遣に係る負担金を計上しております。また、説明欄(2)、職員人件費は、地域包括ケアシステムの構築に求められている認知症施策推進事業、在宅医療介護推進事業を進めるため必要な保健師の人件費を今年度より一般会計より移し、こちらで計上しております。

目2任意事業費は、予算計上額458万3,000円で、前年度と比較して17万3,000円の増額でございます。

続きまして、287ページ、款4基金積立金、288ページ、款5諸支出金、289ページ、款6予備費については、前年度と同額の予算計上でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明を申し上げます。最初に、歳入の説明をいたします。296ページをお開きください。款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1新予防計画策定費収入は、予算額155万1,000円、前年度比較6万3,000円の増額であります。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものでございます。

続きまして、297ページの款2繰越金、298ページの款3諸収入は、前年度と同額の計上でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、歳出の説明に移ります。299ページをお開きください。款1サービス事業費、項1居宅支援サービス事業費、目1居宅支援サービス事業費は、予算額24万5,000円、前年度と同額です。高齢者の心身の健康保持、介護予防推進のため、地域包括支援センターを

設置し、保健師と社会福祉士の2名が携わっており、ここでの事業経費を計上しております。

目2新予防計画策定事業費、予算額130万8,000円、前年度比較6万3,000円の増額です。地域包括支援センターの主要な業務であります要支援1及び要支援2の方の介護予防サービス計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託する経費でございます。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス事業勘定の予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 284ページの説明13の委託料の機能訓練委託料と、あと次のページの介護予防事業委託料、この機能訓練士と介護予防の事業を委託している人の補足説明をお願いします。どんな人がやっている、どんな人というか、どんな資格を持ってやっているのか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 機能訓練委託料なのですが、介護予防教室で理学療法士に対する委託料でございます。また、284ページの介護予防事業の二次事業と一次事業の違いということでしょうか。

○2番太田議員 違います。訓練士とその次のページの介護予防事業委託料、285の一番上です。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 その事業委託料なのですが、先ほど言った地域包括ケアシステムの中で生活支援コーディネーター、済みません、間違えました。80万9,000円のほうですね、済みません。これは、いきいき健康クラブというのを社会福祉協議会のほうに委託しております、そちらの委託料ということになっております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 いきいき健康クラブのこういった資格を持った方がやっていたらいいのですか。

○保健福祉課長 済みません、そこまで調べていませんでしたので、後で答えさせていただきます。

○議 長 この際、答弁調整のために休憩を入れます。

午後 2時30分 休憩

午後 2時32分 再開

○議 長 休憩を解きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 283ページ、先ほど機能訓練委託料で私理学療法士と申し上げましたが、診療所のほうで作業療法士に28年4月からかわるので、作業療法士分の委託料ということで、先に訂正をさせていただきます。

それと、介護予防事業の委託料なのですが、いきいき健康クラブということであくまで65歳以上でまだ介護状態ではない方の機能訓練等を目的とするもので、その場でレクリエーションをしたり軽運動をしたりということでございまして、特に資格というものは要らないということでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今この説明で、大変なボリュームの事業を組まれていて、特に介護関係につきましては事業を組んでいるわけなのですからけれども、これ相手に委託していると思うのです。今は大変介護する人が不足という中で、更別においてもいろんな事情が出ていると聞いているわけなのですからけれども、その点委託する側から委託者に対してある程度の助言なり指導なりすることできるのかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 指導、助言は行うこととなっていて、介護保険上も委託者側の私たちで行うことになっておりますので、行っております。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 であれば、今の委託した側の介護的要件というか、介護する人などが大変不足しているとかということはないということなのか、それとも現実不足しているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 特に不足している、これは更別の介護施設ばかりではなく全国的になのですけれども、確実に不足しているということはお聞きしております。それで、村のほうとしても一般会計でグループホームですとかコムの里さらべつ、地域密着型介護施設のほうに就職する人のくくりで30万円という形で、1年勤めていただければ30万円給付するという形で一応そういうような事業も組んでいるのですけれども、なかなかふえていかないというのが実態でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 次に村長にお伺いしたいのですけれども、今の実態を踏まえて、今後介護についてももう少し踏み込んだ支援なり、あるいは対応をしていってもらえるのかどうか、その辺だけお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員のご質問にお答えします。

介護をめぐっては非常に厳しい状況もありまして、介護の状況、現場から見ると働いて

いる方の諸条件の問題もありますし、あるいは地域包括ケアを村としてどういうふう構築していくのかということでは本当にすぐに歩み出さなければいけないというような状況になっておると認識しております。したがって、先ほどからも予算の中でお話をしたりさせていただいているわけですが、包括ケア、特にそういうコーディネーターとか支援相談員とか、その辺の充実を図りながら、なおかつ介護に携わっていただける、そういう方々を広く働きかけなければいけないというふうに感じています。そのためには、自分の中では、働く条件というのですか、その部分についても村としてこれは支援なりなんんりの検討をしていく必要が実際にはあるというようなことを考えています。ということで、いろいろとコミニの里とかいろんなところとお話はしているのですけれども、実際にその部分でどれだけ村が支援をしていけるのかということについては、これは本当に前向きに検討していかなければいけないことだというふうに思っていますし、時間がありません。包括ケア、先ほど病床の関係も出ましたけれども、いろいろと稼働されている病床とか、いろんな部分でいろんな状況が変わってきています、国のほうも。だから、その辺を見きわめつつ、村としてもしっかりと介護の事業が滞りなく怠りなくできるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の審議を終了いたします。

この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成28年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、平成28年度簡易水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入から説明させていただきます。305ページをお開きください。款1分担金及び負担金、項1負担金の予算額は66万円で、前年度と同額でございます。

306ページをお開きください。款2使用料及び手数料、項1使用料の予算額は3,383万円で、前年度比較34万円の増額となっております。実績推計によるものです。

項2手数料の予算額は6万5,000円で、前年度比較1万5,000円の増額となっております。実績推計によるものでございます。

307ページになります。款3繰入金、項1他会計繰入金の予算額は1,541万9,000円で、前年度比較102万2,000円の増額となっております。説明欄の財源補填分の増となっております。

308ページをお開きください。款4繰越金、項1繰越金の予算額は10万円で、前年度と同額でございます。

309ページの款5諸収入、項1延滞金・加算金及び過料の予算額は1,000円で、前年度と同額です。

項2雑入の予算額は1,000円で、前年度と同額です。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出の補足説明をさせていただきます。311ページをお開きください。款1水道経営費、項1水道経営費の予算額は4,525万円で、前年度比較617万7,000円の増額となっております。

目1水道管理費で説明欄(1)水道施設維持管理経費の予算額は1,205万6,000円で、前年度比較307万4,000円の増額となっております。主なものは、節13委託料で水道施設漏水調査業務委託料に216万3,000円を新たに計上し、更区市街地の漏水調査を行います。

313ページをお開きください。説明欄(4)、水道施設整備事業の予算額は701万円で、前年度比較261万8,000円の増額となっております。主なものは、節15工事請負費で配水管布設工事費で、緑町宅地造成関連の配水管布設工事と曙区域配水管切りかえ工事に490万円を新たに計上しております。なお、前年度は簡易水道施設改修工事費399万6,000円を計上しておりました。節19負担金補助及び交付金で北海道自治体情報システム協議会負担金で水道施設関係資産台帳整備業務委託に係る負担金180万円を新たに計上しております。

目2受水費の予算額は891万6,000円で、前年度と同額となっております。

314ページをお開きください。款2公債費、項1公債費の予算額は952万6,000円で、前年度と同額となっております。

目1元金の予算額は767万1,000円で、前年度比較24万7,000円の増額になっております。

目2利子の予算額は185万5,000円で、前年度比較24万7,000円の減額となっております。

315ページの款3予備費、項1予備費の予算額は10万円で、前年度と同額となっております。

なお、給与費明細書については316ページから319ページ、公債費の状況については320ページの地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 311ページになりますが、水道経費の中の説明の中で委託料、水道施設漏水調査業務委託料ですが、このたび市街地の漏水調査に当たるということですので、

今の更別の市街地の有効水量というのですか、何%でしょうか。

○議長 長 建設水道課長。

○建設水道課長 今現在でございますが、まず有効率の関係ですが、給水する水量と有効水量との比率のことをいいます。同事業の全国平均値が74.9%ということにございますが、更別村に関しましては、平成26年度実績であります、73.9%ということとなっております。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 少し下回っているということでございますけれども、このたびの調査については、かねてから漏水がどこかにあるかもしれないという予測のもとで調査することになっていますか。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今回の漏水調査業務委託に関しましては、更別市街地配水流量管理データというのをとっておりまして、1日に5トン程度、何かしらの原因で漏水しているのではないかとと思われるところが出てきているということでございまして、その箇所を特定したいということで今回調査を出したところでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 布設時期がたしか昭和50年のころかと思っております。40年ほど経過をして、こういう漏水というのが今後出てくるおそれがあるということも含めて、更新計画といたしますか、老朽化対策に向けての設備計画等がありましたら教えてください。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 水道施設の更新についてですが、まず耐用年数を超過したという話ございましたので、先に量水器等の計装設備というのからまず行いたいと、更新から行いたいという計画でおりまして、平成30年度事業採択に向けてまず取り組みたいという考えであります。その後、減圧弁の部分の更新を進めまして、主要管路についてはその後の取り組みです。今回ありましたのはパイ100ミリ以下の配水支管という形だと思いますが、一部今ご指摘のように耐用年数を超過したという管路もありますので、平成28年度に行う水道施設関係台帳整備業務により資産台帳を整備してから、平成29年度以降に向けて計画策定ということで検討したいということで考えております。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成28年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補正の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 続きまして、平成28年度更別村公共下水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入から説明させていただきます。326ページをお開きください。款1分担金及び負担金、項1分担金の予算額は153万1,000円で、前年度比較12万2,000円の増額となっております。分担金は、接続した翌年度から支払いが始まりまして、下水道事業と農業集落排水事業は2年間、個別排水処理事業については5年間で支払うこととなっております。

327ページをお開きください。款2使用料及び手数料、項1使用料の予算額は4,770万円で、前年度比較2万2,000円の減額となっております。目1下水道使用料は、実績推計によりまして29万円の減額。

目2農業集落排水施設使用料は、これも実績推計により22万円の減額。

目3個別排水処理施設使用料は、27、28年度設置分ということで48万8,000円を増額しております。

328ページになります。款3国庫支出金、項1国庫補助金の予算額は380万円で、前年度比較218万円の増額となっております。説明欄、特定環境保全公共下水道事業補助金で浄化センター水、汚泥施設長寿命化計画、下水道BCP、業務継続計画策定委託に係る補助金でございます。なお、前年度に事業認可更新に伴う補助金162万円を計上しておりました。

329ページをお開きください。款4繰入金、項1他会計繰入金の予算額は8,576万2,000円で、前年度比較323万6,000円の減額となっております。説明欄の基準繰り出し分で前年度比較112万円の減額、財源補填分で前年度比較211万6,000円の減額となっております。

330ページになります。款5繰越金、項1繰越金の予算額は10万円で、前年度と同額でございます。

331ページをお開きください。款6諸収入、項1延滞金・加算金及び過料の予算額は1,000円で、前年度と同額でございます。

項2貸付金元利収入の予算額は40万円で、前年度と同額でございます。

水洗便所改造等資金預託金元利収入で、内容といたしまして貸付金の3分の1の預託金として預け入れたものについて年度末に収入するものです。

項3雑入の予算額は1,000円で、前年度と同額でございます。

332ページになります。款7村債、項1村債の予算額3,320万円で、前年比較830万円の増額となっております。

目1下水道事業債で310万円の増額、目2過疎対策事業債で520万円の増額となっております。緑町及びNOSA I 関連下水道工事に係る事業債の計上が要因となっております。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。333ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費の予算額1,057万7,000円で、前年度比較187万円の減額となっております。

目1一般管理費で説明欄(2)、総務管理経費の減が主なものとなっております。

334ページをお開きください。項2施設管理費の予算額は5,707万3,000円で、前年度比較34万5,000円の増額となっております。

主なものは、目1下水道施設管理費で説明欄(1)、下水道施設管理経費の335ページになります。節12役務費で非常用発電機負荷試験料14万1,000円は、浄化センターで隔年実施しているものでございます。節18備品購入費、管理用備品購入費でフラスコを乾燥させる低温高温乾燥機の更新費用として18万円を新たに計上しております。

336ページをお開きください。目3個別排水施設管理費の説明欄(1)、個別排水施設管理経費の節12役務費で運搬料は汚泥運搬を行う管理基数の増により17万7,000円の増額、節13委託料の個別排水処理施設維持管理委託料も管理基数の増により25万1,000円増額となっております。

338ページをお開きください。款2事業費、項1下水道整備費の予算額2,575万3,000円で、前年度比較2,122万5,000円の増額となっております。

目1下水道建設費で説明欄(1)、下水道施設整備事業は、節13委託料で下水道事業実施設計委託料がNOSA I 移転下水道実施設計、それから計画策定委託料が更別浄化センター長寿命化策定委託料と下水道BCP、業務継続計画策定委託料を新たに計上しております。節15工事請負費で下水道施設改修工事費で破砕機自動スクリーン用つり上げ架台設置工事と管路施設工事費で緑町関連とNOSA I 移転関連の下水道管路施設工事に新たに計上しております。節19負担金補助及び交付金、総務関係負担金で下水道施設関係資産台帳整備業務委託に係る負担金120万円を新たに計上しております。

339ページになります。項2農業集落排水施設整備費の予算額は30万円で、前年度と同額となっております。

項3個別排水処理施設整備費の予算額は2,616万4,000円で、前年度比較1,108万円の減額となっております。主なものとしまして、近年の実績数推移により10基の計上としたことで、説明欄(1)、個別排水処理施設整備費の節13委託料、個別排水処理施設実施設計委託料が17万9,000円、節15工事請負費、個別排水処理施設工事費が1,079万8,000円の減額となっております。

340ページをお開きください。款3公債費、項1公債費の予算額は5,252万8,000円で、前年度比較127万6,000円の減額となっております。

目1元金の予算額は4,263万6,000円で、前年度比較66万5,000円の減額となっております。

目2利子の予算額は989万2,000円で、前年度比較61万1,000円の減額となっております。

341ページになります。款4予備費、項1予備費の予算額は10万円で、前年度と同額となっております。

なお、給与費明細書については342ページから345ページ、翌年度以降の債務負担行為の支出予定額に関する調書については346ページ、公債費の状況については347ページの地方債の現在高の見込みに関する調書、事業概要については公共下水道事業特別会計予算資料を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件に対しては、2番、太田さんから、お手元に配りました修正の動議が提出をされています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 では、お手元にある写しの資料で説明したいと思います。

1枚めくっていただいて、議案第40号 平成28年度更別村一般会計に対する修正案です。

歳入歳出合計、それぞれ43億6,848万1,000円を217万1,000円引いた43億6,631万円に減額するものです。その訂正理由は、小学校校舎改修工事に伴う全ての経費を削除するためのものです。

次ページの参考資料をごらんください。3番、歳出の説明欄の学校建設改修事業217万1,000円をゼロ円にするものです。その理由ですが、オルガンの故障や老朽化、床が傷んでいるということ、オルガンの段差があることから楽器を使った授業や体を動かしながら表現を取り入れた音楽授業ができない、輪唱時にも何かと使いにくいとのことでした。その解決策は、教育長から音楽室のオルガンを全て撤去し、床をフラット化にするというものでした。事業は、緊急はおいておいて、予算の平準化を図りながら優先順序を定め、年次計画の中で進められているが、その経過の途中の中で何十年も不用品の整理、配置整備などの工夫を行わずに、緊急性は除いた中で最優先と位置づけ、改修したいということに至った。私は、工夫をすれば改善できることと判断しましたし、217万1,000円の金額に見合った、またはそれ以上の充実を子どもたちが得られるのかということで疑問に思いました。とはいえ、子どもたちが不便を感じているならと思い、複数の人に聞き取りを行ったが、不便を感じている様子はありませんでした。音楽室特有の雰囲気や文化、芸術的観点から見ても今ある音楽室という名にふさわしい環境を普通教室と同じように床をフラット化してしまう環境をつくることに私は賛同ができません。フラット化にすれば問題解決という考えなのだろうが、経費をなるべくかけず、子どもに不便なく利活用し、解決することが可能だと思います。教育長に工夫を含めて検討してはと尋ねましたが、検討する考えがなかったので、今回この予算の修正案として提出させていただきます。

ご賛同よろしく申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今修正案提出されましたが、工夫をして行うことが可能ではないかということでした。その中で、一部使用のできないオルガンと床の修繕、そういう部分も含めてどのあたりまで、修繕をしてやることも若干可能な部分もありますので、そういう部分の範囲といいますか、そういうものは何か案的なものはあるのでしょうか。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 具体的な案というものはありませんが、私授業を見学させていただいたときに、楽器の数、打楽器の特に大太鼓やら大きい器具というものの量も含めまして、教壇の横にある不用になって長期間使っていないカメラを撤去したり、オルガンの使えないものを撤去、整理しながら配置を変えれば、十分に工夫に見合ったもの、子どもたちが不便なく使える環境ができるというふうに判断しました。

以上です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 それであれば、使えない部分のオルガンの撤去と傷んでいる床の修理、その辺も含めて、もしその事業、その改善をするとなるとどれぐらいの予算になるか、そのあたりの検討数字というか、そういうものはあるのでしょうか。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 検討する数字はありません。床の傷みということなのですが、床の傷みは私が見たところでは見られませんでした。唯一あったのがオルガンに使えないところがある。私何台か確認したのですが、確認したやつたまたまなのかわかりませんけれども、そのときは全て音が鳴りました。そのほかにも、オルガンを撤去してという観点からも、私はポジティブに考えれば机になる。子どもたちが歌歌ったり席に着いたりするときに何もない状態で座る、今後どのような検討するのかわかりませんが、フラット化して何もない状況のイメージよりは物があって、オルガンを使えないにしても机として使うことが子どもの座っている姿勢や聞く姿勢というものに対しても有効に利用できるものだと思いますし、それを全て撤去するということに疑問を持った結果です。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 ということは、改修する必要性がある部分はないということで、オルガンについても再利用して机として活用するので、今急いで改修する場所はないという判断ということでしょうか。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 はい、そのとおりです。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 いいでしょうか。

○議 長 よろしいですよ。

○3番高木議員 それでは、教育長と教育委員会のほうにお尋ねします。

(「それできない」の声あり)

○議 長 ちょっと休憩します。

午後 3時20分 休憩

午後 3時24分 再開

○議 長 休憩を解きます。

先ほど私の発言の中で村側に質疑を許しまして、まだ発言はもらっていませんけれども、原案に対する質疑は原案者、当事者ですね、にはできないということでご理解をください。よろしいですね。

ほか質疑を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 先ほどの質問にもあったのですが、全額この分の予算案を削減したいという修正案の提案でございますけれども、今つらつらと内容等の説明いただきますと、オルガンの関係どうしても気になるのですけれども、床の部分はちょっと別にしても、オルガンが予算審議の中では36台中十何台、3割程度がもう使えないという中の説明をされて、なおかつ今太田議員の中である程度は使えるという話もあったのですが、ある程度使えるという判断の中には使うのであれば修繕しなければならないという部分が当然入ってくると思うのですけれども、その点全額今回回落としているという部分の捉え方と進め方、そのままにしておくかという部分もあるのでしょうかけれども、使用勝手がないものを今後ずっと放置するというわけにもいかない部分もありますので、その点の判断の仕方というのを教えていただければというふうに思います。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ちょっと整理つかないので、もう一度言ってもらっていいですか。もう一度お願いします。ごめんなさい。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 済みません、回りくどいことを言って。

今回の計画案の中にはオルガンの撤去も含めてという計画案になっていますけれども、今36台中12台ほどが使えない状況にあるという説明を受けている中で、二百何万の全額を削除する修正案なのですから、では使えないオルガンはどういうふうな措置をしていくという部分を想定として考えているのかということをお尋ねしております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 オルガンが使えないのがあるということなのですから、私はその辺も含めて教育長に検討してほしいと尋ねたのですが、そこでの明確な回答がなかった。そ

ういうことであれば、またさらに見積もりをとって修正案を出すのが本当は当然なのかもしれませんが、その見積もりにはまたお金がかかってしまうことや期間内に間に合わないということで、ゼロ円の訂正をさせていただきました。

以上です。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今回の音楽の授業、この間の説明の中にもあったかと思うのですが、教育要領に基づいて音楽の授業をやっていると思うのです。そういった中で、教育長は今の教育要領に合わないというお話ございました。そういった中で、その対策として改修しなければどういったことで授業を行えるのか、その辺について。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 音楽授業につきましては、通常リコーダーとかハーモニカ使う授業は音楽室でできると思います。体の表現を使った音楽ですが、それも現にフラット化されている教室で十分代用できるものだと思っております。唯一あるのが打楽器の楽器の問題なのですけれども、太鼓とかそういった部分の要らないもの、不要なものを撤去し、工夫することで全てが解決する、そう判断いたしました。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

最初に、原案に対する賛成者の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 本案件に関しまして、一般会計でございますけれども、現在の本村の諸課題があります。少子高齢化、それから人口減少問題、また第1次産業の振興、そして市街地の活性化、こういった諸課題があるわけですが、有利な過疎債を使いながら網羅されていると思います。また、幅広い住民の方々の方々の目線に立って予算化されたものでございますので、これは大変評価されるものと思っております。

そういった意味で私は賛成したいと思います。

以上です。

○議 長 ほかにありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。ございませんね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ただいまの太田議員の議案40号に対する修正案に賛成いたします。

理由につきましては、平成28年度更別村一般会計の歳入である地方交付税、分担金及び

負担金、使用料及び手数料が前年度比較しまして1億4,466万6,000円の減額となる厳しい財政状況において、歳出、教育費では前年比較2,904万4,000円の増額となっております。燃料費等の減額による歳出の減に期待するところでございますが、喫緊の課題であります学校情報通信技術環境整備事業、また（仮称）上更別認定こども園園舎建設実施設計委託料等の増額に伴い教育費について増額しているところは十分理解でき、これにあわせて種々の減額に期待するところでありましたが、更別小学校校舎改修工事217万1,000円につきましては更別小学校改修計画の順位、緊急性から見ても直ちに改修するに当たらないため、全額を減額する修正案に賛成するものでございます。なお、今後の更別小学校改修工事につきましては、音楽教室という特別教室である特殊性を十分に考慮した中で、課題となっている使い勝手の悪い状況を今日まで放置していたことがそもそもの問題であります、それを回避するための工夫をまずは進めるべきと考えております。

以上です。

○議長 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 原案についての賛成ということで意見を述べさせていただきます。

冒頭計画案の説明に当たりましては、小学校の教育指針も含めてどうなのかという説明がございました。これは、教育現場の中で子どもの子育て、教育という部分で私は重要な位置を占めるのではないかとということで判断をしているものでございます。また、この改修につきましては、いずれ改修をしなければならないという部分がございます。それがここ5年、10年先の話かということ、決してそういう判断はできないという私自身の判断をさせていただいているわけです。

もう一点、音楽に関する部分、いずれにしても教室等の利用価値も含めていろいろさまざまな面から多様性を含めた音楽教育をしようとしている中で、単純に個々的に打楽器だ何だと割ることではなくて、総体的に音楽教育というものを考えたときに専用の音楽室があつて使い勝手がいいものという部分で改修すべきというふうに判断をされると思っております。

以上でございます

○議長 長 次に、修正案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 私は、今回の原案に対しまして村民の意向、要望を十分踏まえた内容になっておると思いますので、原案に賛成いたします。

○議長 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。ありませんね。

（なしの声あり）

○議長 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

5 番、上田さん。

○5 番上田議員 私は、原案に賛成するものであります。

敬老会だとか、それからふるさと納税、質問させていただきましたけれども、今後一部に検討していかなければならない事項もあったかと思えますけれども、おおむね賛成できるものと私は思っております。今回の修正案につきましても、実際に私もいろいろ調査させていただきました。その中で、学校教育要領に基づいてそのような形をしたいということに関しては賛成できるものであります。むしろ31年間、31年間の間放置されたわけではないと思うのですが、オルガンが12台も使えなくなっていたと、この現状があったという部分に関しては、早急に修繕なり撤去なりやっていただきたいなと、そんなふうには思っているところであります。

○議 長 修正案に対する賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件を採決をいたします。

最初に、本案に対する太田さんから提出をされた修正案について起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立少数です。

したがって、修正案は否決をされました。

次に、原案について起立によって採決をします。

原案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第40号 平成28年度更別村一般会計予算の件は原案のとおり可決をされました。

議案第41号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第42号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行

います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第43号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第44号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第45号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 議案第18号及び日程第9 議案第19号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第8、議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件及び日程第9、議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件の2件を一括議題といたします。

議案第18号及び議案第19号について委員長に審査報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長 それでは、議案第18号並びに19号についての委員会報告をさせていただきます。

第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月11日、副村長及び担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件は、行政不服審査法の規定に基づき、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するため、村長の附属機関として更別村行政不服審査会を置くことができるものとし、組織、委員等に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件は、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に同法に規定する審査手続を行う者を地方公務員法に規定する特別職として任用するため、任用等に関し必要な事項を定めるものであります。

慎重に審査した結果、当委員会はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第18号及び議案第19号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第18号及び議案第19号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件及び議案第19号 更別村行政

不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件を一括をして採決をいたします。

議案第18号及び議案第19号に対する委員長報告は可決であります。

議案第18号及び議案第19号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号及び議案第19号は可決をされました。

◎日程第10 議案第20号

○議長 長 日程第10、議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

議案第20号について委員長に審査報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月11日、副村長及び担当課長等の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件は、子ども・子育て行政窓口の集約化による住民利便性の向上を図り、子育て支援策の充実と安心して子育てできる環境の充実につなげるため、子育て応援課を新設しようとするものであります。

委員会において補足の説明を受け、質疑を行った後、討論を行いました。討論において、原案に反対する委員からは、説明の趣旨から課を新設するまでの必要性が感じられない。幼保一元化に関する業務の取り扱いの内容が不明確である。所管業務の整備が不十分で、時期尚早であるとの発言がありました。原案に賛成する委員からは、子育て支援策の充実が重要な課題であり、住民も期待している。子育てに関する業務を一つの課に集約することは、住民の利便性に資するものであるとの発言がありました。

検討終了後採決を行った結果、原案に対する賛成者が少数で、当委員会は原案否決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の報告といたします。

○議長 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第20号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります

これから討論に入ります。

委員長報告は否決であります。

これから議案第20号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

最初に、原案に対する賛成者の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 私は、この原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

少子化は社会的な大きな課題であります。こういった課題としまして政策に取り組んでいくということは大きなことだというふうに思っております。子どもたちが安心して育てられる環境づくりをするのが行政の役割だというふうに考えております。今回の子育て応援課の設置については、子育てをする世帯にとっては大きな期待をしているというふうに思っております。これまで各課に点在していた事業を一元化するということは、住民にとっても利便性を感じるころだというふうに思っておりますし、住民サービスの向上につながるというふうに思っております。また、今後認定こども園を進める上でも重要な課の設置ではないかというふうに思っております。

そういったことで私は本案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回の条例制定の件につきまして、原案について反対という立場をとらせていただきたいと思います。

今回の子育て応援課の新設においては、子ども・子育ての施策については多種多様化している中、各課において事務が分掌されているところであります。子育て支援策の充実と環境、住民の利便性の向上を目指すということで集約化を進めるということですが、独自性のある取り組みの方向性が見えず、さらに事務の再編については定義、基準が明確にされていないことにより、さらに複雑化する可能性を秘めているわけです。福祉、教育分野の各分野において法律等の課題も多く、関連事務の細分化はなかなか厳しい現状です。少子化、人口減少対策は、村の将来を担う重要な施策です。有効で実効性のあるものでなければなりません。さらに、条例は行政を執行していく中において基準、基本であり、この定義が曖昧な部分においては業務に当たりさまざまな住民に対する不便な部分が発する可能性を秘めていると思います。さらに、職員配置につきましては、関係各課の調整ができない中、新設の課に人員配置する部分につきましては職務全体を含めた機構改革の中においての人員配置が必要と思われる点から、今回この条例の改正案について反対をさせていただきます。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 私は、この原案に対して賛成したいと思います。

先ほどの予算書でもそうですが、子育て関係の予算が各課にまたがっております。その点から、住民の目線から考えますと、どの課に行っていいかわからないとか、いろん

な問題が発生する中で、そのような問題、予算全てを子育ては一つの課にまとめるということは、住民にとっても非常に行きやすく、わかりやすいのではないかと思います。また、そういう課ができることによって、これからの子育ての課題である認定こども園などの課題についても積極的に取り組む場ができるのではないかと思います。この課を新設することにおきましては賛成したいと思います。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 私は、原案に反対します。

理由は、高木議員と同じ理由です。村長の思いは、課を新設して縦割りが解消されるという思いはわかりましたが、それに対する根拠、現在課を新設するに当たって挙がっている課題が明確に示されなかったことでかえって混乱が生じると思いました。それと、今後のビジョンが明確に私に伝わらなかったことも反対の理由です。そのことから、利便性が図れる明確な理由がなかったことで私は反対させていただきます。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 本案件の原案について賛成の立場で意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

私は、今賛成者の意図する発言と同様な部分がございますけれども、私自身の考えの中では村長の立起表明の超目玉としての責任、それを発して、住民がそれを信任したという重みはすごく重いというふうに感じているところでございます。されど、今諸氏からいろいろさまざまな意見が出たように、やはりそれらを、時間的な猶予はありませんけれども、それらきちっとしっかりと精査を図りながら進めていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私は、原案に反対します。

2議員の説明と重複するところがございますけれども、まずは機構改革の視点から、新たな課の設置には、新たな業務があることによらないときには業務の効率性を検証し、他課との調整を行うことによりかなり不備な説明となつてございます。課長職の増、職員の増と費用の増となるばかりで、費用対効果が期待できる事務分掌にはなっていません。また、もう一点、人事管理の視点からは、総務厚生常任委員会より否決となつた理由は、やはり担当職員のご説明不足かなと思っております。これは、村長がこれから進めていく上で非常に重要な部分を私は占めると思っています。そのことから反対するものでございます。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 私は、原案に対して賛成するものであります。

他の議員もおっしゃったように、おおむね言われておりますので、説明は省かせていただきますけれども、簡単に申し上げるならば、少子化対策に関しては緊急を要する、それを専門課をつくるということは非常に大切だというふうに判断をしているところであります。

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りをいたします。議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 動議をしたいと思います。

ここで若干休憩をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議 長 この動議に賛成の方。

(「賛成」の声あり)

○議 長 この動議は賛成者がありますので、成立をいたしました。

休憩の動議を議題として、採決をいたします。

お諮りをいたします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、暫時休憩をいたします。

午後 3時59分 休憩

午後 4時19分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第27号

○議 長 日程第11、議案第27号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第27号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするものであります。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正に伴い、不服申し立ての審理手続の公平性を担保する新たな仕組みが導入され、更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例及び更別村行政不服審査会条例を制定しようとすることから、委員等の報酬及び費用弁償の額を定める必要があるため、またその他諸条例の現状に合わせた整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、別表第2に更別村行政不服審査会委員を加えること、2といたしまして、別表第3を加え、行政不服審査担当職員の報酬及び費用弁償の額を定めるものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明させていただきます。

1ページをお開きください。現行と改正後の対照表でございます。

第2条、報酬の額及び第3条第2項、費用弁償でございますけれども、現行、別表第1及び別表第2に別表第3を加えるものでございます。

別表第1の表中、教育委員会委員、報酬月額、会長、委員長5万1,900円につきましては、新教育長に移行したため委員長が不在でございます。削るものでございます。

2ページをお開きください。中間から上になります。アンダーラインの部分でございます。現行、ときめき夢大地さらべつ推進委員会委員につきましては、条例等が改正されておりまして、文言整理をするものでございます。同ページ、2ページ一番下になります。更別村行政不服審査会委員を加えるものでございます。先ほどお認めいただきました議案第18号関連でございます。

3ページをお開きください。別表第3を加えるものでございます。区分欄では、行政不服審査関係、名称、行政不服審査担当職員、報酬時間額1万円、旅費の額、更別村職員の旅費に関する条例別表1に定める額を加えるものでございます。先ほどお認めいただきました議案第19号関連でございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4 番、織田さん。

○4 番織田議員 前回の一般質問の中でも一部上田議員さんからありましたけれども、十数年前からの行政改革で給与、報酬、それから費用弁償などの見直しがそのとき行われたと思います。その後、特別職、議員、職員などの給与、報酬などは見直されてきておりますけれども、農業委員、教育委員、監査委員などの行政委員、そしてまた固定資産評価委員などの法令、条例委員などを初め各委員などの給与、報酬、手当などはその後どのように見直されてきたのか質問したいと思います。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 まず、議員さんの報酬も含めましてですけれども、議員さんの報酬は常勤特別職、村長の何%が議長というふうな計算がございまして、平成7年ころを最後に、7年以降は報酬額を下げてきました。ほかの町村もそうなのですけれども、大体町村横並びでどんどん、どんどん、平成10年代は下げてきました。平成15年、合併問題で揺れた時期でございすけれども、第3次行政改革大綱の作成のために何を減らすか、一番初めに人件費の削減、これは一般職も含めてでございすけれども、議員定数を減らす、職員定数を減らす、非常勤の日額の特別職の方も対象となりました。全ての報酬月額を減らしております。行政改革のために皆さんの協力をいただいて、平成15年、16年だと思っておりますけれども、減額をしております。その後管内ほとんどの自治体も上げていまして、昨年4月に議員報酬を少しですけれども、増額改正させていただいたところではございます。管内で更別は下から2番目ということもございまして、前村長が議員8名で常任委員も2つの委員会に属している議員もいるということもございまして、町レベルと若干違う面もあるということで、報酬等審議会にかけさせていただきまして、報酬等審議会の委員の方からも、もっと早くに上げるべきだったかなという意見もいただいております。以上が平成7年をピークに報酬は全て下げた経過がございます。

織田議員のおっしゃるとおり、このままでいいのかどうなのかということなのでございますけれども、管内状況を見ますともっと低い町村もございまして、更別が突出して低いということにはなっておりません。

以上でございます。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 私の趣旨とちょっと話ずれていましたけれども、端的に申せば、特別職、議員、職員等の引き上げは一応検討されてきたと。だけれども、さっき言った行政委員と、それから法令、条例委員ですか、その報酬はそのままずっときているということです。であれば、この辺でというのはなんですけれども、一部見直しされてきている部分もありますので、今後は全体を一度は見直してはどうかという意見でございます。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 最低賃金も上がってきていまして、特に選挙関係は11時間半ついていたという立会人等の報酬が最賃法より低くなる経過もございますので、今後検討させていた

だきたいと思っています。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんのご指摘ありました点、今課長のほうからも申し上げましたけれども、調査研究をして検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、討論を終わらせていただきます。

これから議案第27号 更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 4時31分 休憩

午後 5時59分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 村政に関する一般質問

○議 長 日程第12、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、平成28年度教育行政執行方針について一般質問させていただきます。

私は、教育について一方ならず荻原教育長に期待するものでございます。教育界がより専門性となり、学校長上がりの教育長が増す中で、社会性を重視した村づくりの中に教育

があるとした考えのもとで行政上がりの荻原教育長にしっかりやっていただきたい。その思いは、西山村長も同じくするものであると思います。それがどうも平成28年度教育行政執行方針では、荻原教育長の目指す思いの志が見えてきません。伝わってこない。何をどうしていいのかわかりません。今回の教育制度改革で新教育長は権限を与えられました。事務方の長ではなくて、教育行政をつかさどるトップでもあります。その分責任を伴いますが、前年と余り変わらない教育行政執行方針では新しい風が吹きません。執行方針に書いてあるだけではなかなか言いあらわせないにしても、前年と比べて手を少し加えた程度で、汗をかいてつくり上げたというにはほど遠いものとなっています。これでは誰が教育長をやっても同じであるという結果になってしまいます。10年前と比べ、ほとんど変わっていないということを6月の一般質問でしたところでございますが、残念としか言いようがありません。今回の教育制度改革で新教育長にいち早く移行した更別村の荻原教育長は、その第1号であります。繰り返しになりますけれども、それは今までの教育委員会のあり方にも一石を投じたもので、教育長は教育の権限や責任を持つということでございます。そして、村長の公約の実現に近づいた教育行政もできる、また福祉部門との連携が密になったとも言われています。

学校教育においては、小中学校の教師の更別村の評価は、人がいい、物がいい、金もいいと高い評価があります。これは、優秀な子どもが育つ環境を整えてくれた先輩たちのご尽力によると思いますが、単なるお手盛りになっていないかと思っていました。ところが、きのう中央中学校の卒業式に参列させていただきまして、実は大変感動したところがございます。ただ、地域との連携という部分では、具体的には少しわかりづらくなっていると思っております。また、社会教育では、文化活動について文化は弱いという一般質問のお答えでした。教育長自身がこれほどはっきりとした課題があるのに昨年同様では、問題を置き去りにしたままでよいと、そう思うのは私だけでしょうか。荻原教育長のお目指す思い、志をお示しいただき、そのビジョンが見えてきません。

そこで、荻原教育長のお目指す教育、教育行政執行方針の3点についてお尋ねします。

1点目は、更別村総合教育大綱を遵守したとするその大綱について質問した後に大綱が配付されました。それで、総合教育会議の回数、大綱の基本理念について再度確認させていただきます。

2点目に、学校教育で道徳の教育を家庭や地域と連携して推進するという意味はどういうことでしょうか。道徳が教科に格上げされ、学習指導要領が示され、その学習する教師への指導や助言が指導主事の役割とありますが、道徳に限らず、指導主事の役割、実務について、また教職員の研修等の実施状況について、その成果も含めて質問したいと思っております。

3点目になります。社会教育で文化活動について文化は弱いと一般質問してございました。その課題解決を何ら示されておられません。昨年と比べると、図書室の運営でグローバル人材の育成を進めるために英語指導助手を活用した子どもを対象とした事業に取り組む

とここでなぜ表現されているかも不可解ですが、解決に向けた取り組みについて昨年同様で変わりはありません。教育の成果は、10年後、20年後であります。時代の移り変わりに必ずや教育の2文字が重要とされ、教育者が現に実践する教育は10年、20年後の社会を見据えたものでなければなりません。教育はその基礎となるもので、とても重要で、不偏でなければならないと思っております。私は、学校教育では次代を担う子どもたちが志を持てるように、また社会教育では村民一人一つの文化活動ができる社会にと考えてございます。どんな風が吹くかは、教育行政のトップであります荻原教育長の教育理念、志を示すことがここでは何より重要と考えております。教育長の権限と責任を持って実行していただきたい。

以上、志をお示ししていただく3点についてお尋ねいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいま村瀬議員からご質問のありました平成28年度教育行政執行方針について、新教育長の志はについて答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、私の教育理念、志についてお話しさせていただきたいというふうに思います。私が教育長になって心に決めた目標、それは子どもから大人まで全ての村民が更別村を愛し、住んでよかったと思えるふるさとづくりを進め、次の更別を担う人材を育成することです。その具現化の一つとして、ふるさと教育を推進してまいりたいと思っております。更別村を誇りに思い、私たち大人が安心して村の行く末を任すことができる人づくりは、村づくりの根幹と考えているところでございます。また、社会教育においては、青少年教育から高齢者教育、スポーツから文化活動に至るまで、その範囲は非常に広い分野にまたがりますが、地域のつながりときずな、地域の教育力を高めるためには絶対おろそかにしてはならないものであります。今後も学校教育、社会教育の振興に向けてできる限りの対応を図っていくことが私の使命であると感じているところでございます。

次に、質問の1点目であります更別村総合教育大綱を遵守したとするその大綱の策定経過と内容についてでございます。更別村総合教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、教育行政に地域住民の意向を一層反映させるために、民意を代表する立場である村長が大綱を策定することとされました。ただし、策定に当たりましては、教育行政に混乱が生じないように、村長と教育委員会との間で十分に協議いたしまして、調整を尽くしてきております。内容に関しましては、教育行政につきましては国と道との適切な役割分担のもとに行われるべきとされていることから、国の第2期教育振興基本計画、道の北海道総合教育大綱などを考慮いたしまして、本村の第5期更別村総合計画を踏まえまして、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標等にかかわる根本となる方針を定めたものとなっております。また、大綱の対象期間につきましては、参考といたしました国、道、村の各種計画の対象期間より、平成27年から29年の3年間としております。施行日である4月1日に策定されていなければならないということ

ではなかったため、道の北海道総合教育大綱が昨年10月に制定されたことを受けまして、村長により招集されます更別村総合教育会議を昨年12月の18日、1回目、ことし1月22日に2回目を開催いたしまして、大綱が制定されたところでございます。

次に、質問の2点目であります学校教育で道德教育の推進のほか、指導主事の役割と実務、教職員の研修等の実施状況等とその効果、成果についてであります。まず、道德教育についてでございますけれども、学校における道德教育は道德の時間をかなめとして学校公教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特殊性に応じて児童の発達段階を考慮して適切な指導を行わなければならないとされております。昨年3月に学習指導要領が改正されまして、道德が特別の教科として位置づけされたことに伴い、今後教科書の検定、採択が行われます。これにより、小学校では平成30年から、中学校では平成31年から道德を特別の教科として実施されることとなりました。現在の道德の時間は、年間35時間でございます。週に約1時間というような割合で行われております。現在は各学校に位置づけております道德教育推進教師が中心となりまして指導体制を充実し、創意工夫して道德の時間の充実に努めてまいります。特別な教科、道德においてもこれまで同様の指導を実施いたしますけれども、子どもたちの発達段階を踏まえまして、よいことと悪いことの区別を的確に行い、自主的に生きる基礎を培う指導や正義とは何かなどの見方や立場により答えが1つではない多面的な課題を真剣に論議する場、そして他者とともによりよく生きる道德心を育む授業をこれからも進めていくこととなります。今後も道德教育の推進に向けてさまざまな研修会や講習会が行われますので、本村におきましても学校関係者に対し積極的にこれらの研修等に参加するよう求め、家庭や地域と連携した道德教育の推進に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

指導主事につきましては、教育に関し見識を有し、かつ学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験を有する者を法に基づいて中札内村との共同により設置されました。平成23年から25年までは更別村教育委員会で、平成26年から28年までは中札内村教育委員会に在籍しての業務となっており、今年度につきましては中札内村に負担金として全体事業費の半分を支出しているところでございます。指導主事の役割としては、学校に対する学校経営の改善、学力向上、生徒指導の充実、教育委員会との連絡調整などがありますが、実務の実績につきましては2月末現在で学校教育訪問指導ということで136回指導を行っております。そのほか、総合教育会議、教育委員会会議等の各種会議への出席、教育研究所、教育支援委員会等の関係機関との連携事業への参加、学校の学校経営計画書の収支保管等にかかわる学校経営に関する指導、助言、各種研修、講座の実施、案内、参加奨励、運動会、文化祭等への参加、随行などを実施してまいったところでございます。

質問2点目の最後のご質問でございます。教職員の研修等の実施状況とその効果、成果でございます。教育委員会が把握しております研修会等の実施状況は、平成27年度2月末

現在で各種教科にかかわるもの、道徳教育にかかわるものなど合わせまして47の各研修会に計58名の教職員の方が参加されております。学校教育の充実、児童生徒の教育に直接かかわっている教員の資質、能力に負うところが極めて大きいものがございます。社会が急激に変化する現在、教員は絶えず新しい専門知識や指導技術等を身につけていく必要がある中、教員の資質の向上を図るためこれら研修に参加することは非常に大切であると考えております。ことし行われました研修会では、例えば初任者研修など経験年数に応じたものや職員のレベルアップを図る研修もあり、教員の専門性を高め、研修の成果を学校で広げているものと考えております。研修で学んだ行動や取り組みにつきましては、児童生徒に与えた成果や学校全体の成果の度合いを評価しなければいけません。特定の研修が児童生徒の成長や学校全体の教育活動にどのような影響を与えたかというところを測定することは非常に難しいところがございます。しかしながら、昨年平成27年度に公表されました全国学力・学習状況調査につきましては、全道平均がなかなか全国平均に届かない中、本村の子どもたちにつきましては全国平均を上回っております。この点につきましては、これら研修の成果があらわれたものと考えております。

次に、質問の3点目の社会教育で文化は弱いとした課題解決に向けた取り組みについてでございます。成人における文化活動については、文化協会加盟団体が9サークル、郷土芸能保存団体が2団体、夢民講座が契機となりまして自主サークルにつながった団体につきましては把握している範囲で4団体ということで確認しております。大変多くの方がそれぞれの団体に加入し、活発な活動を続けております。しかしながら、その中には指導者の確保、後継者の育成や新会員の加入問題、活動や発表の場の確保などさまざまな問題を抱えている団体があることも承知しております。私も20年以上文化団体に加入して活動をしてまいりましたが、文化活動については日ごろの練習の成果や作品を発表する場を多く持たなければ、やっぱりその活動そのものが停滞し、会の活性化が図れないものと感じております。当然文化活動は、個人の考え方や生活環境をもとに無理することなく活動を進めていくことが大切であると思われませんが、この活動にあわせてさらにそれぞれの団体がみずからの発表の場を見つけるということは非常に困難であると考えております。そこで、このたび策定されました第8次更別村社会教育中期計画の新規事業にも盛り込ませていただいておりますけれども、教育委員会が発表や展示を求めている場とそれを実施できる文化団体とのコーディネートを実施する、そういうような取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。また、中札内村との連携により、より充実した文化活動の実施や社会教育事業を通じて更別村の文化の後継者育成に努めていくなどして、少しずつではありますがありますが、文化活動の問題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 非常に丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。また、かね

てから教育長の志を尋ねていましたが、今回初めてお聞きしました。更別村を愛し、住んでよかったと思える郷土づくり、それを進め、次代を担う人材の育成、ふるさと教育と、こういうネーミングの中でやっと教育行政に少し風が吹いたかなと。そして、これから荻原教育長の思う教育行政が進むというふうに期待しています。ただ、その辺を平成28年度の教育行政執行方針の中に盛り込んでいただければ少しは違ったかなと思っていますけれども、これは来年度の執行方針に委ねたいと思っています。

ただ、このたび更別村の総合教育大綱を遵守したとあるのに、教育行政執行方針が配付された後に配付されたものですから、これは村長部局で作成されたと思いますけれども、この辺のところの順番を調整のもとで配付していただきたいと思っています。ただ、この大綱を見た中では、理念というものが少し欠けているかなと実は思っています。策定、どうしてつくらなければならなかったというような大綱の制定ということから始まっていて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1項の第3条第1条に基づきという、こういう文言から始まる非常にかた苦しいものとなっている。そして、首長が教育行政にかかわるというような位置づけが少しなされていないような気がしておりました。教育に関する執行は、権限は当然教育部局のトップがつかさどるということで、変わるものではございませんけれども、何より村長部局と教育部局がしっかりと連携を図りながら教育行政を行うという大変大きな意味での改革になったかと思っています。それが村長の公約に近づく教育行政ができる、福祉部門との連携ができると言われるゆえんですが、そこもなかなか執行方針にあらわれていない。

そこで、今般議案提案されまして子育て応援課が設置されました。いろんな質問の中で出ています。例えばここにある、ここにあるというのは今教育委員会が主管している業務ということで、例えばどんぐり子ども交流事業、また第8期社会教育中期計画にあります少年教育の幾つかのもの、各種体験講座、青少年劇場、体験学習、文化活動、スポーツ活動、こういったものを随時子育て応援課というものに移行していくという考えはありますでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 このたび第8次中期計画を皆様方に資料をお配りして、これから5年間この計画に基づいていくという中では、子育て応援課にこれを移管するという思いの中でつくったところはないということがございます。ただ、内容的に社会教育という立場で考えますと、少年期から高齢者、文化、スポーツ、いろんな広い範囲にわたって計画がつくられております。その中で、例えば青年教育が少年教育にかかわる部分もありますので、その辺を連携してやっていきたいなというふうに思っています。子ども交流事業につきましては、委員会も組織されまして委員会のいろいろな計画のもとでやられております。プラスそれにいろいろなボランティアスタッフが入ったりする場合もございます。そういうボランティアスタッフが入る中で、中には村の若い方が協力していただけることもありますので、そういう部分を考えますといろいろな分野の教育にかかわる方々の協力を得て、

地域振興という部分を含めて子どもにかかわる教育については対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 社会教育という部分での視点でいくと説明のとおりかと思います。ただ、せっかく子育て応援課ができたということについての意義を教育サイドから検証しながら、いけそうなもの、社会教育としてやらなければならないものというのはいま一度精査する必要があるかと思っております。

そこで、ちょっと違う話させていただきますけれども、指導主事については今教育長がおっしゃったように教員の資質の向上を図るために適切な指導をするという思いで、どんなことになっているのかなという思いで質問していますけれども、きのう義務教育最後の卒業式に参列させていただきまして、年のせいか涙を流しました。本当に感動しました。これを見ていると、学校教育はうまくできているのかなと実感しております。校庭に行きますと、まず国旗がたなびいていました。そして、式典においては、国旗が掲揚してございます。なおかつ、国歌斉唱もありました。本当に変わったのかなという思いもあります。何よりも変わったのは、子どもたちの自主性の中で卒業式が行われているということが我々の時代とはとてつもなく変わって、本当によくできているなと思いました。その中で村長のお言葉もありました。PTA会長のお言葉もありました。これまた本当に身にしみて、いい卒業式だなと、これはべた褒めではないのですけれども。

ただ1つ、学校、家庭、地域が一体となったということはここで文言として出てくるのですけれども、では僕たち地域として何をするのかとか、どうかかわるのか。例えば道德のお話もありました。僕たち一般住民としてどこをどうしたらいいのかなということが少し見えるような形にさせていただけるとありがたいなと思っております。単純に言うと、挨拶をしましょうでもいいと思うのです。そんなようなことを少しお示しいただいて、質問は最後になりますので、文化活動について再質問させていただきます。

現存している文化活動の諸課題の解決に向けた検討は今教育長がお示しされたということで、大変ありがとうございます。ただ、私が質問している捉え方は違ってまして、村民が本当に一人一つの文化活動ができる、これはスポーツでもよろしいのです。それは更別村を豊かにするためには必要でないかなと思っているものですから、そういった社会教育の推進ができないかということでお話をさせていただいたわけでございます。その一つには、何回も言っています。末広学級を卒業させる、その考え方はございませんかということです。私は、卒業させることが目的では決してございません。ただ、ここの学級の教育目標が何であるかということが何か曖昧なような気がしてございます。学級に通うということが目的化されていないか。要するに課題になっています文化活動、ボランティア活動、自主的に活動すると、こういったカリキュラムをもうちょっと強力的にやって、できればその人たちが、村の資源となる文化活動でもスポーツ活動でもリードしていけるよう

な人材がたくさんいると思っているのです。それを自主的にさせるためには卒業させたらいいのかなという一つの考え方ですから、そこら辺について十分検討してほしい。

そしてまた、これは考え方がいろいろあるかと思いますが、更別村の文化活動の拠点として更別村合唱団というようなネーミングの中で何かできないかと、こんなことを実は考えているものでございます。これは、できるかできないかも含めてなのですが、私は6月にも一般質問しました。文化活動できる環境整備、支援、いろんな思いで教育委員会としては僕もできていると思います。そして、現在やっている人方もおよそ満足しているのではないかと考えております。ただ、もしそうであれば、10年前に捉えた人員がどうしても多いような気がしてならないのです。というのは、人員配置に見合う社会教育がなされているかという疑問を実は感じてございます。どうするかは今後の人事配置も含めて、今言ったような一人一つの文化活動を進めていくのだという思いが強いのであれば、今の人材をフルに活用してどんどん、どんどん仕掛けてほしいというふうに思います。もしこれでいいのだと、あとは私たちは来る者拒まずで、いろんな展開できる素材はあるのですから、活用してくださいというのであれば、縮小して最低の職員で施設管理と受け付けぐらいやっていけばいいのです。僕はそういう考えのもとで、このところをいま一度考え直してほしい。

そしてまた、冒頭予算の中でも言っております。村長は、非常に財政は厳しいと言っています。本当にこの厳しい財政の中の収支になっているかというのは幾つか疑問を感じながら、こんな質問させていただきましたが、これからの教育委員会のあり方としてもし考え方がありましたら、お示しいただきたいと思います。

○議 長 萩原教育長。

○教 育 長 ただいまご質問の中にありました末広学級の関係なのですが、位置づけとしては生きがい対策というところが大きなウエートを占めているというふうに思っております。ただ、末広学級ということで、学習をするということがあります。そういう意味からいくと、その学習成果をきちんと発表して、あるいは子どもたちに指導できるような、そういうふうになっていけばいいのかなというふうに思っているところもございます。

それと、職員の配置に合わせたそれなりの活動どうかということで今お話がございました。今回の第8期更別村の社会教育中期計画なのですが、この策定に当たっては私が今後5年間でやりたいことをかなりお願いして検討してもらいました。その内容をもって、できる限り今いる職員で対応していきたいなというふうに思っているところがございます。例えば少年教育でいえば、郷土資料をもとにした学習なんかもやってみたいと思っております。それは更別村には遺跡が残った包蔵地がかなり数多くあります。子どもたちはそれを知っているかどうかわかりません。ヤチカンバ、それがどういうものかもわかっていないかもしれません。そういうところの教育もしていきたいと思っております。あわせて、文化、中札内村といろいろ交流をこれからしていきたいというお話しさせてもらい

ましたけれども、あの文化ホールには非常にすばらしい美術品ございます。通年ではございませんが、北のビエンナーレ展といって美術品のいろいろな展示もやっております。そういうところを使って、中札内と連携をして子どもたちにそういう美術品のワークショップも僕は本当はやりたいなと思っております。そういうのも入れさせてもらっております。

それとあと、地域資源や人材、情報の管理ということで、これは先ほど言われました末広学級の活動成果を活用したそういう活動もしたいというふうに思っております。それと、先ほどから言っておりますけれども、文化が弱い部分、特に郷土芸能、スッチョイサ踊りなんかは後継者育成、新入会員の確保に非常に苦勞しております。これも社会教育事業を通じて何とかふやしていきたいという思いもあります。これも今回新しい事業に入れさせていただいております。あと、子どもたちが地域で一番何が思い出に残るかという、やっぱりお祭りとかがイベントだと思うのです。なので、社会教育の立場から、学校教育に対してもそうですけれども、地域のお祭りに対して触れて、更別村にはこういうお祭りがあるのだという、そういうふるさと教育も大切だと思っております。そういう内容も今回この中期計画の中には盛り込ませていただいております。

あわせて、青年教育では、高校生、更高生と何かやろうという社会教育的事業というのは今までなかったのですけれども、せっかく16歳から18歳の本当にいろいろな意見を持った方々を使った事業というのは僕は本当に必要だと思っています。この部分についても何か事業ができないかということで、検討していきたいというふうに思っております。あと、高齢者教育もそうです。先ほど言いました文化にかかわるコーディネートもそうです。東松島との今まで以上の文化に係る交流もそうです。図書なんかもそうだと思います。今上更別地区で（仮称）認定こども園ということで進めておりますけれども、その中に児童会館的な施設も盛り込むような計画もございます。私は、そこにうちにある図書を移動図書的に持って行って、見れるようなこともできたらいいのかなという思いがあります。そういうことも考えて、上更別地域にいても更別の見たい図書が見れるのだというような環境づくりも進めていきたいという思いがあります。そういう新しい事業、8期の中期計画に私は入れさせていただいております。この事業を全て今すぐできるかとなると、なかなか難しいところありますけれども、与えられた職員で懸命に考えて、地域の活性化について進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　長　6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員　3問の質問はもう終わりなので、一応お話というところでさせていただきますけれども、こうやって話しますといろんな思いが伝わってくる。なかなか教育行政執行方針の中であらわせないということがつくづくわかりました。また大いに期待したいと思っています。このたびのふるさと教育といったネーミングも荻原教育長らしいなと思っております。幾つか新しいメニューは私も目を通しましたけれども、少し残念なのは、成年というのかな、子どもたちというのはいろんな意味で可能性あるものですから取り組

むやすいのですけれども、いかんせん大人と言われる人たちの鈍さをどうやって引き出したらいいかということは僕自身も問題として抱えていますけれども、ぜひここをやっていただきたいと思っております。何せこういうものは全て人間がやることです。ですから、今ある職員をフル回転させるぐらいのつもりでぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で質問終わらせていただきます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第13 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第13、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は十勝南部農業開発事業所跡地の利活用について、産業文教常任委員会は6次産業化の現状と課題について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがいまして、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて平成28年第1回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 6時36分閉会)